

第3編 風水害対策編

第3編 風水害対策編 目次

第1章 総則	1
第1節 風水害の概況	1
第2節 風水害の想定	1
第1 災害の危険性	1
1 水害	1
2 竜巻災害	1
第2 水害の想定	1
1 浸水想定河川	1
2 内水氾濫による浸水	4
第2章 施策ごとの具体的計画	5
第1節 自助、共助による防災力の向上	5
第1 基本方針	5
第2 予防・事前対策	5
1 適切な避難行動に関する普及啓発	5
第3 応急対策	6
第2節 災害に強いまちづくりの推進	7
第1 基本方針	7
1 現況	7
2 課題	7
第2 予防・事前対策	7
1 水害予防	7
2 土砂災害予防	12
3 造成地災害予防	12
4 防災都市づくり	12
第3 応急対策	12
1 公共施設等の応急対策	12
第4 復旧対策	13
1 迅速な災害復旧	13
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	14
第1 基本方針	14
第2 予防・事前対策	14
第3 応急対策	14
第4 復旧対策	14
第4節 応急対応力の強化	15
第1 基本方針	15
第2 予防・事前対策	15

1	水防活動体制の整備	15
2	応急活動体制の整備	17
第3	応急対策	17
1	水防活動	17
2	土砂災害防止	26
第5節	情報の収集・伝達体制の整備	27
第1	基本方針	27
第2	予防・事前対策	27
1	情報の収集・伝達体制の整備	27
2	気象情報や避難情報の活用の周知【危機管理課】	27
第3	応急対策	28
1	特別警報・警報・注意報等の伝達	28
2	市における措置	39
3	災害情報の収集・伝達	42
4	異常な現象発見時の通報	42
第4	広報広聴活動	43
第6節	医療救護等対策	44
第1	基本方針	44
第2	予防・事前対策	44
第3	応急対策	44
第4	復旧対策	44
第7節	避難対策	45
第1	基本方針	45
第2	予防・事前対策	45
1	避難体制の整備	45
第3	応急対策	46
1	避難の実施	46
2	指定避難所の開設・運営	51
3	広域一時滞在	51
第4	復旧対策	52
1	他県（更に遠県）への避難（移送）	52
第8節	災害時の要配慮者対策	53
第1	基本方針	53
第2	予防・事前対策	53
第3	応急対策	53
第9節	物資供給・輸送対策	54
第1	基本方針	54
第2	予防・事前対策	54

第3 応急対策	54
第10節 市民生活の早期再建	55
第1 基本方針	55
第2 予防・事前対策	55
第3 応急対策	55
第4 復旧対策	55
第11節 竜巻等突風対策	56
第1 基本方針	56
第2 予防・事前対策	56
1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及	56
2 竜巻注意情報等気象情報の普及	56
3 被害予防対策	57
4 竜巻等突風対処体制の確立	58
5 情報収集・伝達体制の整備	58
6 適切な対処法の普及	58
第3 応急対策	59
1 情報伝達	59
2 救助の適切な実施	59
3 がれき処理	60
4 指定避難所の開設・運営	60
5 応急住宅対策	60
6 道路の応急復旧	60
第4 復旧対策	61
1 被害認定の適切な実施	61
2 被災者支援	61
第3章 災害復興	63
第1 基本方針	63
第2 実施計画	63
第4章 大規模水害対策	64
第1 基本方針	64
1 大規模水害に係る被害想定	64
2 大規模水害の特徴	64
第2 予防・事前対策	65
1 適時・的確な避難の実現	65
2 応急対応力の強化と重要機能の確保	66
3 地域の大規模水害対応力の強化	67
4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	68
第3 応急対策	69

1 防疫及び水害廃棄物処理対策	69
第5章 雪害対策	70
第1 基本方針	70
第2 大雪災害の特徴	70
第3 実施計画	70
1 市民が行う雪害対策	70
2 情報通信体制の充実強化	71
3 雪害における応急対応力の強化	71
4 指定避難所の確保	72
5 建築物の雪害予防	72
6 道路交通対策	72
7 鉄道等交通対策	73
8 ライフライン施設雪害予防	73
9 農林水産業に係る雪害予防	73
第4 応急対策	74
1 応急活動体制の施行	74
2 情報の収集・伝達・広報	74
3 道路機能の確保	75
4 警備・交通規制	75
5 指定避難所の開設・運営	76
6 医療救護	76
7 ライフラインの確保	76
8 地域における除雪協力	76
第5 復旧対策	77
1 農業復旧支援	77
2 その他復旧対策	77
3 生活再建等の支援	77

第1章 総則

第1節 風水害の概況

市は、地形的に見ても、氾濫平野、後背低地、旧河道等の低地地形が広範囲を占めているため、前線の停滞等による集中豪雨や台風が来襲するたびに、中心市街地で浸水被害が発生している。

昭和41年以降に市に被害をもたらした主な風水害は、資料編のとおりである。

過去、市では昭和41年の台風4号及び台風26号、昭和54年の集中豪雨、台風20号、昭和61年の台風10号、15号、平成3年の台風12号、平成23年の台風6号、令和元年の台風19号等により、中心市街地を中心に浸水被害等が発生している。このうち、昭和41年6月に来襲した台風4号及び9月に来襲した台風26号、令和元年の台風19号は、市内に甚大な被害を与え、災害救助法が適用された。

【資料編】第4 4-4 市における主な風水害記録

第2節 風水害の想定

第1 災害の危険性

1 水害

市に關係する洪水予報指定河川は利根川水系利根川及び荒川水系荒川であるが、市は両河川に挟まれる形で位置していることもあり、市内全域が水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水浸水想定区域に指定されており、河川氾濫等により浸水の被害が発生する可能性が高い。

想定される水深は、地区により0.5m未満～5mとばらつきがあるが、市役所付近を含む市街地はおおむね1.0m～2.0m未満と想定されている。

市は、全般的に起伏の少ない平坦な地形のため、台風の来襲や集中豪雨のときに、床上浸水、床下浸水、道路浸水等の内水被害が発生してきた。

2 竜巻災害

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多い。

なお、平成25年9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う突風により、市内に竜巻が発生し、住家被害が一部破損81棟、非住家被害が一部破損23棟の被害が発生した。

第2 水害の想定

1 浸水想定河川

国土交通省及び県では、洪水予報指定河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定

される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を浸水想定区域図として公表してきた。

その後、平成27年の水防法改正により、浸水想定区域指定の前提となる降雨を、従来の計画規模の降雨から想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）に変更するとともに、内水や高潮の浸水想定区域制度の創設に伴い名称が洪水浸水想定区域へと変更した。

また、洪水浸水想定区域は、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を表示した図面及び計画規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面が作成・公表され、関係市町村長に通知されている。

更に、併せて、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）が併せて作成・公表されている。

市では、浸水する範囲と水深を表した浸水想定区域図や避難所等を表した「洪水ハザードマップ」、
 「防災ガイドブック」を作成し、周知している。

各図面の内容と目的は、次のとおりである。

【浸水想定河川に関する図面の種類と内容及び目的】

図面種類	内容と目的
1.洪水浸水想定区域 （想定最大規模降雨） （計画規模降雨）	〔内容〕 浸水が想定される区域及び水深 〔目的〕 市民の主体的避難や市防災計画の策定等支援
2.浸水継続時間	〔内容〕 浸水深0.5m 以上が継続する時間 〔目的〕 避難方法(垂直あるいは水平)の選択等
3.家屋倒壊等氾濫想定区域	〔内容〕 氾濫流又は河岸侵食により家屋等の流出・倒壊のおそれがある範囲 〔目的〕 水平避難の必要性の判断等

現在、指定・公表されている浸水想定区域のうち、市に係する河川は次のとおりである。

(1) 利根川

利根川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、ほぼ市全域に広がっており、3.0m以上の浸水深となるおそれがある地域が点在する。

また、利根川右岸から約2kmの範囲は、おおむね家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれている。

【利根川の洪水浸水想定区域概要】

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
利根川	利根川水系利根川 洪水浸水想定区域図 （想定最大規模） （浸水継続時間） （計画規模）	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第213号	利根川流域八斗島上 流域72時間総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：491mm 計画規模：336mm

(2) 荒川

荒川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、市域南部一帯に広がっており、JR行田駅周辺は、3.0m以上の浸水深となるおそれがあり、家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれている。

【荒川の洪水浸水想定区域概要】

指定 河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表 年月日	告示番号	指定の前提 となる降雨
荒川	荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所	平成28年 5月30日	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域72時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：632mm 計画規模：516mm

(3) 小山川

小山川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、北河原、南河原地域の一部に限定的に分布しており、家屋倒壊等氾濫想定区域は想定されていない。

【小山川の洪水浸水想定区域概要】

指定 河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表 年月日	告示番号	指定の前提 となる降雨
小山川	利根川水系小山川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第534号	小山川流域24時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：636mm 計画規模：238mm

(4) 福川

福川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、ほぼ市全域に広がっており、浸水地域の大半は、0.5m以上3.0m未満の浸水深となるおそれがある。

また、特に河川に近い北河原地域は、一部3.0m以上の浸水深となるおそれがあり、限定的に家屋倒壊等氾濫想定区域が想定されている。

【福川の洪水浸水想定区域概要】

指定 河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表 年月日	告示番号	指定の前提 となる降雨
福川	利根川水系福川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第535号	福川流域24時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：671mm 計画規模：238mm

(5) 唐沢川

唐沢川について指定・公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、北河原、南河原地域の一部に限定的に分布しており、家屋倒壊等氾濫想定区域は想定されていない。

【唐沢川の洪水浸水想定区域概要】

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
唐沢川	利根川水系唐沢川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	埼玉県告示 第537号	小山川流域24時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：636mm 計画規模：238mm

(6) 中川

中川について公表されている洪水浸水想定区域図の概要は、次のとおりである。

なお、想定最大規模の降雨で想定される洪水浸水区域は、ほぼ市全域に広がっており、0.5m以上3.0m未満の浸水深となるおそれがある地域が点在する。

【中川の洪水浸水想定区域概要】

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	指定・公表年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
中川	利根川水系中川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図 (想定最大規模) (浸水継続時間) (計画規模)	県土整備部 河川砂防課	令和2年 5月26日	—	中川流域48時間 総雨量 想定最大規模・浸水 継続時間：596mm 計画規模：355mm

2 内水氾濫による浸水

市は、平成23年度から令和2年度までに市民から情報提供があった浸水情報などに基づき、内水ハザードマップ（浸水実績）（令和4年1月）を作成している。

市は、指定河川の洪水浸水想定区域以外でも、内水氾濫のおそれがある地域や浸水、避難に関する情報の提供に努めるなど、ソフト対策を推進する。

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上（第2編-7ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上（第2編-7～17ページ）」を準用するほか、以下の事項を追加する。

1 適切な避難行動に関する普及啓発

(1) 取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア マイ・タイムラインに関する普及啓発

市は、マイ・タイムライン作成に関する防災ガイドブックを作成、配布するなど、市民の適切な避難行動に関する普及啓発に努める。

また、市や河川管理者、市民等が気象状況・河川水位・時間ごとにとるべき行動の目安や相互の関連性を整理した『洪水対応タイムライン（防災行動計画）』を周知するなど、台風接近時や豪雨時などにおける避難行動のための参考情報を提供し、マイ・タイムラインの利用促進を図る。

■ マイ・タイムラインの作り方

その1 逃げる場所を決める

「避難」とは、難を避けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はなく、安全な親戚や知人宅も避難先になることも視野に入れ、家族の状況や自宅が被災する可能性を十分に確認し、避難先を決める。

その2 洪水ハザードマップを確認する

市が作成した洪水ハザードマップを利用し、自宅など日頃いる場所や避難予定場所、避難場所までの経路の浸水深を確認する。

その3 行動を考える

警戒レベルごとに1から5の時点で自分自身がどのような行動をとるか考えて記入する。

その4 正しい情報の入手先を確認する

災害時は、人々の不安に乗じてデマが拡散されるため、不確かな情報に惑わされることのないように、正しい情報の入手先を日頃から確認する。

イ 状況に応じた避難行動の啓発

短期的で急激な降雨や浸水によって、屋外へ出ることや避難所へ向かうことが危険な状態になったときには、自宅や隣接建物の2階などへ緊急的に一時避難（垂直避難）し、救助を待つことも選択肢に入れるなど、状況に応じた避難行動を選択・判断ができるよう、日頃から啓発する。

また、洪水浸水想定区域が指定された河川は、洪水想定浸水区域のほか、家屋倒壊等氾濫想定区域を併せて公表し、避難行動の選択・判断に活用する方法等を周知する。

■ 垂直避難が推奨される水害のケース

○短時間で局地的な大雨

下水道や側溝があふれ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ命を脅かす危険性はない

○中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域

屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない

○浸水深が浅い内水氾濫

屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない

第3 応急対策

「第2編 第2章 第1節 自助、共助による防災力の向上（第2編－17～21ページ）」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

水害の予防と早期発見は被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、市は、市内の河川水路等の現況を把握し、県等に整備促進を要請するとともに、河川改修等防災事業の強力な推進と適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

1 現況

北に利根川、南に荒川の大河川を抱えるほか、市内を忍川、旧忍川、星川、武蔵水路等が縦横に流れ、地形は氾濫平野、後背低地、旧河道等の低地地形が広範囲を占めている。

また、宅地開発等、都市化の進展に起因する舗装面の増加等による不透透域拡大に雨水排水整備が追いつかず、災害発生時の潜在的危険性を高めており、河川の氾濫のほか、集中豪雨や台風の来襲するたびに、浸水被害が発生している。

2 課題

本市では、令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）の大雨による影響で、河川の氾濫による家屋や自家用車の浸水害や稲わら堆積などの農業被害が発生した。

本市の浸水被害を軽減するためには、河川改修に加えて地域の特性に応じた多面的な流域治水対策を充実させる必要がある。

第2 予防・事前対策

1 水害予防

(1) 取組方針

市は河川の氾濫のほか、集中豪雨や台風の来襲による浸水被害が発生していることから、防災関係機関と連携し、河川施設の改修・整備、治水・内水対策等を推進する。

(2) 具体的な取組内容

ア 改修計画

市は、市管理河川について、治水上の安全を確保するとともに、計画的な河川改修を実施する。

また、内水災害の発生を防止するため、下水道施設、排水溝等の整備及び改修を推進する。

イ 治水対策

(ア) 利根川【危機管理課、道路治水課】

市は、利根川上流河川事務所等と協力し、利根川における水害予防に努める。

なお、市が加入する中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会において、治水対策の整備と流域の開発・土地利用計画等との有機的な連携、調整を図り、治水安全度の向上に努めている。

また、市は、利根川の堤防強化の促進に努める。

■中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会の構成

都道府県等	市町村等
国	関東地方整備局
埼玉県	さいたま市、八潮市、熊谷市、三郷市、川口市、蓮田市、行田市、幸手市、加須市、吉川市、春日部市、伊奈町、羽生市、鴻巣市、上尾市、宮代町、草加市、白岡市、越谷市、桶川市、久喜市、杉戸町、北本市、松伏町
東京都	足立区、葛飾区、江戸川区
茨城県	五霞町

(イ) 荒川【危機管理課】

市は、加入する荒川北縁水防事務組合等と協力し、荒川における水害予防に努める。

名称	管理者	加入市町村名	所在地
荒川北縁水防事務組合	熊谷市長	行田市、熊谷市、鴻巣市	熊谷市役所

(ウ) さきたま調節池【道路治水課】

市は、野通川流域の洪水被害軽減となる、さきたま調節池の整備促進に努める。

(I) 武蔵水路【道路治水課】

市は、加入する武蔵水路連絡会議関係機関と協力し、武蔵水路周辺の洪水被害軽減に努める。

(オ) 忍川【危機管理課、道路治水課、都市計画課、農政課】

市は、県や独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所等と連携して、次の地域の特性に応じた各種浸水対策事業を推進し、大雨・洪水に強いまちづくりに努める。

また、行田市忍川浸水対策連絡協議会を通じて、地域住民と相互に連携を図り、忍川整備に関する情報の共有を行う。

■浸水対策事業

	対象地区【事業主体】	対策	目的
1	向町・緑町・佐間地区【埼玉県】	忍川堤防の高上げ(右岸)	・越水防止
2	忍川流域地区【埼玉県】	忍川の河床掘削(堆積部分)	・流下能力の確保
3	忍川流域地区【埼玉県】	忍川の河川改修(河道拡幅、調節池)	・流下能力の増大 ・水位上昇の低減
4	忍川流域地区【水資源機構】	武蔵水路内への一時貯留(武蔵水路の制水ゲートの活用)	・忍川水位上昇の低減
5	忍川流域地区【水資源機構】	内水排除操作の見直し	・武蔵水路周辺の浸水被害の軽減
6	忍川流域地区【元荒川上流土地改良区】	酒巻導水路の玉野用水分水堰及び玉野用水取水樋管の閉扉	・転倒堰の操作による忍川への流入量抑制 ・忍川水位上昇の低減
7	緑町地区【行田市】	緑町排水機場排水ポンプの増設	・排水能力の増強

	対象地区【事業主体】	対策	目的
8	緑町地区 【行田市】	緑町排水機場 制御盤の高上げ	・浸水の防止 ・安定した排水機能の確保
9	緑町地区 【行田市】	用排水路への逆流防止堰設置	・忍川や忍沼川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減
10	藤原町一丁目地区 【行田市】	マンホール形式ポンプ場の設置	・排水能力の増強
11	押上町地区 【行田市】	道路の高上げ	・浸水被害の軽減
12	西新町地区 【行田市】	貯留函渠の設置	・浸水被害の軽減
13	忍川流域地区 【埼玉県・行田市】	忍川と忍沼川の合流部へ逆流防 止堰設置	・浸水被害の軽減
14	緑町地区 【行田市】	緑町における調節池の整備(埼 玉県が計画している河川整備の 効果を確認しつつ検討する)	・忍川からの逆流防止 ・浸水被害の軽減
15	調整区域内圃場 【行田市・多面的機能 活動組織】	田んぼダム(水田貯留設備)の 整備	・河川への流出抑制

ウ 市内の洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難確保するための措置【危機管理課】

市内の洪水浸水想定区域について、市防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、水防法第15条に基づき、次に掲げる事項について定める。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。)
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

また、市防災計画にその名称・所在地を定められた上記四の施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

＜四のイ 地下街等＞

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

＜四のロ 要配慮者利用施設＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

＜四のハ 大規模工場等＞

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

市は浸水想定区域を含むため、国土交通省令で定めるところにより、市防災計画において定められた、上記一～五に掲げる事項を市民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じなければならない。

洪水ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認する。

(7) 洪水予報等の伝達方法

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メール、SNS等を活用し、防災関係機関、防災拠点、市民、事業所等に対し情報等を迅速に伝達する。

(1) 洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、洪水時において、洪水浸水想定区域上で浸水のおそれがない指定避難所への避難を推進するため、避難に当たり、道路冠水注意箇所であるアンダーパス等を避難経路としないよう広報活動を行う。

(9) 洪水浸水想定区域内の重要施設等

洪水浸水想定区域内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、要配慮者施設という。）のうち、利用者が洪水時に円

滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要がある施設の名称及び所在地は、資料編のとおりとする。

【資料編】第8 8-5 浸水想定区域内の要配慮者施設等

(I) 避難確保計画の作成・自衛水防組織の設置

市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者施設の管理者に避難確保計画を作成し、市長へ報告するよう指導する。

また、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織の設置に努め、避難確保のための訓練を実施し、市長へ報告するよう指導する。

エ 洪水ハザードマップの作成【危機管理課】

市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、利根川及び荒川の洪水ハザードマップを作成している。

市は、水害発生時における市民の迅速かつ確実な避難を支援するため、水害ハザードマップ作成の手引き（令和3年12月一部改定）に基づき、洪水ハザードマップの刷新に努め、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や浸水程度、浸水した場合に想定される水深や指定避難所等の情報を市民へ周知する。

また、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、これを水害リスク情報として市民へ周知する。

オ 内水対策

中心市街地においては、市街地の拡大や気候の変動により災害発生の潜在的危険性が増大し、それに伴う不浸透域の面積の拡大による流出量の増加などが内水災害の要因となっている。

(ア) 下水道等の整備【下水道課、道路治水課】

市は、継続的な排水溝の整備とともに、下水道の整備、貯留施設の整備及び中小河川の整備・充実を図る。

(イ) 内水ハザードマップの作成【下水道課、道路治水課、危機管理課】

市は、平成23年度から令和2年度の10年間に市民から連絡のあった浸水情報に基づき、内水ハザードマップを作成した。

市は、内水ハザードマップ作成の手引きに基づき、内水ハザードマップの刷新に努める。

カ 道路・橋りょうの維持補修

「第2編 第2章 第3節 第2 1 交通関連施設の安全確保(第2編-40~41ページ)」を準用するほか、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備に努める。

2 土砂災害予防

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊地等の土砂災害が発生すると思われる地域は、現在、市内には存在しない。

3 造成地災害予防

(1) 災害防止に関する指導、監督【建築開発課】

川や水田を埋め立てた箇所は、自然の土地と比べて軟弱であるため、集中豪雨等により盛土の崩壊等が起こることも予想される。

市において、宅地として人工的に土地の地形改変が行われたところはほとんど盛土地であり、一部、旧河道等の埋土地が存在する。

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督並びに行田市開発行為等に関する指導要綱において規定されている指導を通じて実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準【建築開発課】

ア 人工崖面の安全措置

市は、宅地造成により生じる人工崖面において、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

イ 軟弱地盤の改良

市は、宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

4 防災都市づくり

「第2編 第2章 第2節 第2 1 防災都市づくり（第2編-24～25ページ）」を準用するほか、立地適正化計画による都市のコンパクトプラスネットワーク及び防災まちづくりの推進に当たっては、水害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第3 応急対策

1 公共施設等の応急対策

「第2編 第2章 第2節 第3 1 公共施設等の応急対策（第2編-32～34ページ）」を準用するほか、浸水被害が発生した公共建築物は、その被害を軽減するため、必要に応じて、排水対策を実施する。

第4 復旧対策

1 迅速な災害復旧

「第2編 第2章 第2節 第4 1 迅速な災復旧（第2編－35～38ページ）」を準用する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

「第2編 第2章 第3節 第1 基本方針（第2編－39～40ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第3節 第2 予防・事前対策（第2編－40～47ページ）」を準用する。

第3 応急対策

「第2編 第2章 第3節 第3 応急対策（第2編－47～62ページ）」を準用するほか、「2 交通規制」について、次のとおり対応する。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第4 復旧対策

「第2編 第2章 第3節 第4 復旧対策（第2編－62～65ページ）」を準用する。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

市は、市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と連携を図り、応急活動体制を整備の上、水防活動等を迅速に実施する。

第2 予防・事前対策

1 水防活動体制の整備

(1) 取組方針

水防上の必要な事項については、水防法第33条第1項の規定に基づき、県水防計画に応じて市の水防活動体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 計画の変更【危機管理課、道路治水課】

市は、毎年、県の水防計画に応じて、市防災計画内の水防計画に相当する内容について、検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

イ 水防訓練の実施【危機管理課、道路治水課、消防本部】

市は、毎年出水期前に、消防団等と連携して、水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

ウ 水防協力団体の協力等【危機管理課、道路治水課、消防本部】

水防協力団体として、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体と下記に規定する業務を行うとともに、水防訓練に参加する。

- 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 水防に関する調査研究
- 水防に関する知識の普及、啓発
- 上記に附帯する業務

エ 危険区域（箇所）の警戒巡視【危機管理課、道路治水課、消防本部】

市は、日常から気象情報を的確に把握し、台風時の大雨や異常降雨等による水害を未然に防止し、また被害を最小限に食い止め、迅速な応急対策が講じられるよう、定期的に災害発生危険箇所を巡視し、危険箇所の発見に努める。

また、消防団と連携して、随時区域内の河川堤防施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

なお、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、立会又は共同で行うことを求める。

更に、市民からの異常現象（異常な水位の上昇等）に関する通報体制や連絡体制の確立を推進する。

オ 水防資器材の整備【危機管理課、道路治水課】

市は、重要水防区域の延長約2 kmにつき、1棟の水防倉庫を設け、水防資器材を備蓄する。

また、資材の確保のため重要水防区域付近の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のための協力業者と事前に緊急時調達しうる数量を協議し、その補給に備える。

なお、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充する。

(7) 詰所及び器具倉庫

市内の詰所及び器具倉庫は以下のとおりとする。

水防区	詰所、位置	器具材料倉庫位置
第1	酒巻（酒巻量水標ヶ所）	大字酒巻字宅地1901-1地先
第2	須加（旧須加小学校西）	大字須加字中郷4560-4地先
	舟戸（元羽生領用水取入口ヶ所）	大字須加字舟戸4795地先

※ただし、水防中必要があるときは、臨時詰所を置くことができる。

(1) 水防資機材

水防資機材の保管状況は資料編に掲載のとおりである。

【資料編】第7 7-4 水防資機材保管状況

カ 輸送の確保【危機管理課、道路治水課】

市は、非常の際、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、県等と連携して、輸送経路及び相互間の輸送計画をあらゆる事態を考慮して樹立し、トラックその他輸送車の配備を計画するものとする。

キ ポンプ施設等の整備【道路治水課、下水道課】

市は、平常時からポンプ場及びポンプ施設・設備の点検整備に努め、災害発生時に備えるとともに、梅雨時期や台風時期には集水枡のごみや落葉等の除去を行う。

また、広報紙等を活用してごみの除去について市民に協力を呼びかけ、内水被害発生 of 未然防止に努める。

なお、点検整備を実施する市内ポンプ場及び排水機場は、次表のとおりである。

【市内ポンプ場】

施設の名称	施設の位置	雨水ポンプ	担当課
上荒井ポンプ場	城西1丁目601番地7	2台	道路治水課
成田排水ポンプ場	本丸699番地42	3台	〃
市駅前ポンプ場	中央6番地12	2台	〃
北裏排水ポンプ場	忍1丁目196番地7	3台	〃
向町ポンプ場	向町451、452番地1	3台	〃
忍排水機場	忍2丁目131番地2	2台	〃
緑町排水機場	緑町931番地1先 (水路用地)	3台	〃
第8号排水機場	富士見町1丁目9番地9	2台	〃
緑町ポンプ場	緑町14番30号	2台	下水道課
谷郷ポンプ場	栄町144番地	3台	〃

ク 農業用施設等の整備【農政課】

市は、水害発生の防止を図るため、さきたま調節池の早急な整備を県に積極的に働きかけるとともに、農業用幹線排水路の整備等を関係機関に要請する。

2 応急活動体制の整備

「第2編 第2章 第4節 第2 1 応急活動体制の整備（第2編-66～67ページ）」を準用する。

第3 応急対策

1 水防活動

(1) 取組方針

本部長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる場合、消防団員の出動を要請し、又は消防機関を通して水害の警戒及び防御に当たらせる。

(2) 具体的な取組内容

ア 水防組織

(ア) 水防本部

市は、県より水防法第10条第3項（洪水予報）及び第16条第3項（水防警報）の通知により洪水のおそれがあると認めたときから洪水の危険が解消するまでの間、又は、必要に応じて、水防本部を設置する。

水防本部の組織は、「第1編 第2章 第2節 第1 1 災害対策本部（第1編-14～21ページ）」を準用することとし、行田市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(イ) 水防配備体制

水防配備体制は、「第1編 第2章 第2節 第1 2 職員の配備区分（第1編-21ページ）」を準用する。

(ウ) 所掌事務

災害対策本部が設置されるまでの水防本部体制時の各班の所掌事務は、「第1編 第2章 第2節 第1 1 災害対策本部（第1編-16～18ページ）」を準用するほか、特に総務班、土木対策班は、次の措置を行う。

a 総務班

平素から関係各課と協議し、内水被害発生等の原因究明に努めるほか、災害対策物品の確保に努め、災害発生時には、速やかな対応が図れるようにする。

災害発生時には、関係各課及び防災関係機関と連絡をとり、円滑な初動対応が実施できるよう努める。

また、防災関係機関からの水害や道路交通等に関する情報の収集・把握に努める。

なお、道路が浸水した場合には、通行者に危険がないよう通行止め等の措置をとるとともに、必要により行田警察署に対して交通規制の要請や道路の規制状況を連絡するとともに、市民に対して広く周知する。

b 土木対策班

次の災害予防及び災害応急対策に当たる。

- 防災関係機関から水害や道路交通等に関する情報の収集及び河川情報センターの端末を利用しての気象情報の把握に努める。
- 集中豪雨等から市街地の家屋浸水を防止するため、巡視を行い、河川等の水位の状況、市内の状況を把握する。
- 忍川の水位が警戒すべき状況と判断した場合には、元荒川上流土地改良区、行田県土整備事務所、水資源機構利根導水総合事業所と綿密な連絡を取り合うとともに、利根大堰等に関する施設管理規程に基づく、佐間水門から武蔵水路への排水操作を注視する。
- 市民からの通報等により、被害の発生を覚知した場合には、直ちにポンプによる排水措置や土のうの積み上げ等の措置をとり、被害の軽減に努める。

イ 水防配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水や内水氾濫のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理する。

ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

また、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

(ア) 出動準備

市は、増水のおそれのある場合は、氾濫注意水位に達せずとも現場に出張し状況を実査し、警戒防御上遺憾のないよう処理する。

消防団員出動に際しては、雨具、ヘッドランプ及びスコップ等を用意する。

(イ) 出動順序

市は、水防法第10条第3項（洪水予報）及び第16条第3項（水防警報）の通知により洪水のおそれがあると認めたと時から洪水の危険が解消するまでの間、詰所を開き、地元消防団員を下記のとおり出動し、警戒すると同時にその旨本部長に急報する。

また、水防中は、詰所に標旗をたて、夜間は点灯するものとし、連絡用に無線機を配置する。

水防区	詰所	出動人員 水位4.5～ 5.0m	出動人員 水位5.0～ 5.5m	出動人員 水位5.5～ 6.0m	水防区長
第1	酒巻詰所 (酒巻水防倉庫)	4人	10人	35人	行田市消防団 北部第10分団長
第2	須加詰所 (須加水防倉庫)	4人	10人	35人	行田市消防団 北部第9分団長
計		8人	20人	70人	

備考：協力消防団は、水位が5.5mを超えた場合は出動する。

(ウ) 待機・出動・他市消防団の応援要請

水位6m以上に達した時は、全消防団員を待機させ、なお増水見込みのある時は、全員の出動を命じ、更に必要と認めるときは、本部長は県等と協議し、速やかに他市消防団の応援出動を要請する。

消防団が現場に到着したときは、直ちに詰所に届出て指定の警戒防御に従事する。

ウ 水防区域並びに重要水防箇所

(ア) 水防区域

本市の水防区域は次のとおり定める。

- 福川通 延長2,513m
- 利根川通 延長5,400m 計7,913m

水防区域	位置	距離	直接担当消防団	協力消防団
第1水防区	北河原、酒巻地先	4,813m	行田市消防団 北部第10分団	行田市消防団 北部第12分団
第2水防区	下中条、須加地先	3,100m	行田市消防団 北部第9分団	行田市消防団 北部第8分団
計		7,913m		

(イ) 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の重要水防箇所は資料編に掲載のとおりである。

工 巡視、警戒

市は、県から水防警報の通知を受けたときは、河川等の監視及び警戒を更に厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

消防団員は、随時堤防を巡視し、危険箇所があるときには国土交通省利根川上流河川事務所川俣出張所、行田県土整備事務所に連絡して必要な処置を求める。

また、氾濫注意水位に達した時、管轄する河川の消防団員は、堤防を絶えず巡視し、漏水又は亀裂等の発見に努め、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施する。

オ 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

なお、水防作業の際、消防団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

カ 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに本部長から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

キ 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

ク 居住者の水防義務

本部長、消防長及び消防団長は、水防のため必要があるときは、その区域内に居住する者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

ケ 避難のための立退き

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。

なお、本部長は、避難の立退きを指示する場合には、行田警察署長にその旨を通知する。また、避難のための立退きを指示したときは、その状況を行田県土整備事務所に速やかに報告する。

コ 身分証明書

調査および指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持する。

水防法第49条による身分証明書は、水防に関する規則（昭和25年2月7日埼玉県規則第4号）第6条の定めによる。

【様式編】第6 6-1 水防法に基づく身分証明書

サ 決壊等の通報及びその後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、本部長、消防長、消防団長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

各水防区において堤防の決壊又はこれに準ずべき事態の発生した場合は、警鐘、警笛、防災行政無線、サイレン等により通報するとともに、本部長に急報する。また、通信関係途絶の際は、伝令をして連絡する。

なお、決壊・越水・溢水・異常な漏水の通報系統は、次のとおり。

【決壊・越水の通報系統】

通報区域			通報 責任者	受報 責任者	通信連絡方法	
河川名	右岸 左岸	区域			基本系	補助系
利根川	右	行田市管内堤防	行田市長	利根川上流 河川事務所長	加入電話で 直接連絡す る	加入電話で川俣出 張所を經由して連 絡する
荒川	左	埼玉県深谷市菅沼前 久保484番地から埼 玉県上尾市貝塚まで	荒川北縁水防 事務組合	荒川上流河川 事務所長	加入電話で 直接連絡す る	加入電話で熊谷出 張所を經由して連 絡する
元荒川	左右	熊谷市、行田市、鴻 巣市、桶川市、久喜 市、白岡市、蓮田市、 越谷市、さいたま市	行田市長	行田県土整備 事務所長	メール	
星川	左右	熊谷市、行田市、鴻 巣市、加須市、久喜 市、白岡市	行田市長	行田県土整備 事務所長	メール	
忍川	左右	熊谷市、行田市、鴻 巣市	行田市長	行田県土整備 事務所長	メール	

シ 水防信号及び水防標識

(ア) 水防信号

県指定による下記信号を用いる。

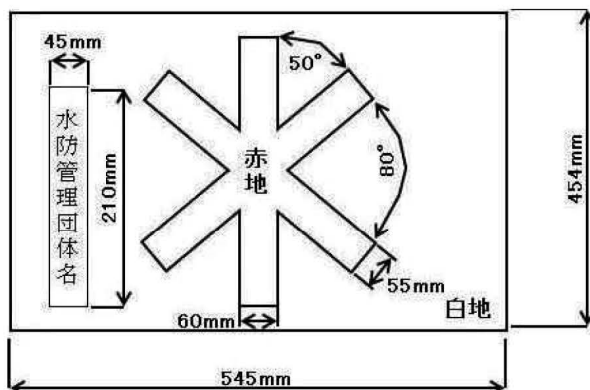
水防信号			
	警鐘信号	サイレン信号	事項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒15秒 5秒15秒 5秒15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	通報水位に達したことを知らせるもの
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒6秒 5秒6秒 5秒6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒5秒 10秒5秒 10秒5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱打	1分5秒 1分5秒 ○-休止 ○-休止	必要と認める区域内の居住者に非難のため立ち退くことを知らせるもの

※備考

- 1 信号は適宜の時期継続するものとする。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用するも妨げない。
- 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。

(イ) 水防標識

水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

ス 協力及び応援

(ア) 国土交通省の協力

水防管理団体は、国土交通省が所管する河川の水防のための活動に関して、関東地方整備局より、概ね次の協力を得る。

- 河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- 氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

- 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- 重要水防箇所の手点検の実施
- 備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(イ) 県の協力

水防管理団体は、県が所管する河川の水防のための活動に関して、行田県土整備事務所より、概ね次の協力を得る。

- 河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供
- 氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- 重要水防箇所の手点検の実施
- 備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(ロ) 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限りに相互に応援するほか、水防資器材についても、当該区域において調達が不可能な資材については、努めて併用の便を図る。

(イ) 自衛隊に対する出動要請

市において発生する各種の災害に際し、市民の生命財産を保護するため、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

なお、自衛隊への災害派遣要請等については、「第2編 第2章 第4節 第3 応急対策（第2編－78～82ページ）」を準用する。

セ 費用負担と公用負担

(ア) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担する。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請する。

- 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

(イ) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- 車両その他の運搬用機器の使用
- 排水用機器の使用
- 工作物その他の障害物の処分

(ウ) 公用負担権限行使に係る身分証明書及び命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

また、公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

【様式編】第6 6-2 公用負担権限行使に係る身分証明書及び命令票

(I) 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

ソ 水防報告等

(ア) 水防記録

水防作業員が出動したときは、次の記録を作成し、保管する。

- 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 水防活動をした河川名及びその箇所
- 警戒出動及び解散命令の時刻
- 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 水防作業の状況
- 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 応援の状況
- 居住者出勤の状況
- 警察関係の援助の状況

- 現場指導の官公署氏名
- 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 水防関係者の死傷
- 殊勲者及びその功績
- 殊勲消防団とその功績
- 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

(イ) 水防活動報告

市は、情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、下記報告様式にて行田県土整備事務所に報告する。

a 水防活動実施報告

- 水防活動の開始時・終結時に報告する。
- 亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告する。
- 破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次第報告する。

b 活動内容報告

- 水防活動の終結後に報告する。

【様式編】第6 6-3 水防報告様式

タ 安全配慮

洪水等において、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

消防団員は、水防活動時にはライフジャケットを着用し、通信機器等を携行するなど、避難誘導や水防作業の際は、自身の安全を確保する。

また、水防活動は原則として複数人で行い、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、随時交代する。

指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

チ 水防配備の解除

水位が水防団待機水位以下に減じ水防の必要がなくなったときは、水防管理者は、県係員と協議の上、水防配備を解除するとともに知事にその旨を報告する。

消防団の水防配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。

消防団員は、水防配備の解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

2 土砂災害防止

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊地等の土砂災害が発生すると想定される地域は、現在、市内には存在しない。

第5節 情報の収集・伝達体制の整備

第1 基本方針

「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備（第2編－87ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備（第2編－88～90ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知【危機管理課】

(1) 取組方針

市は、早期の避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を市民に周知し、防災意識向上を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の普及

市は、気象情報など災害から身を守るための情報について、広報紙、防災ガイドブック、ホームページ、SNS等で市民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

イ 避難情報等の発令に関する事前準備

市は、これまでの災害対応を参考にして、雨量や河川の水位等によって避難情報等の内容や発令のタイミング、発令する地区等をシミュレーションし、避難情報発令の判断基準、手順等を具体的に定める。

ウ 自治会等の情報提供

市は、全自治会に対して防災情報をリアルタイムに、かつ適切なタイミングで発信をする。
また、各自治会では、入手した防災情報をメールやSNS、電話などを活用して伝達・共有を図る。

第3 応急対策

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

市は、被害を防止又は最小限度にとどめるため、熊谷地方気象台から発表される特別警報・警報・注意報や県から通知される洪水予報、水位到達情報、水防警報等を迅速に把握し、市民等へ必要な情報を迅速かつ正確に伝達する。

(2) 具体的取組

ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

(ア) 特別警報・警報・注意報等

熊谷地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、特別警報、警報、注意報等を県内の市町村ごとに発表し、関係機関に通知する。

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の対象地域、種類及び発表基準並びに伝達方法は以下のとおりである。

a 対象地域

気象現象に伴う災害の発生が予想される区域を限定できる場合には、その区域を指定して特別警報、警報、注意報を発表する。

指定する区域は、一次細分区域として県内を3つの区域に、二次細分区域として各市町村に区分して行う。

【特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

b 特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準は、資料編に掲載のとおりである。

【資料編】第4 4-5 警報等の種類及び発表基準

c キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

種類	概要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

d 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。

大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

e 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量100mm）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

f 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気

予報の対象地域と同じ発表単位（県北部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

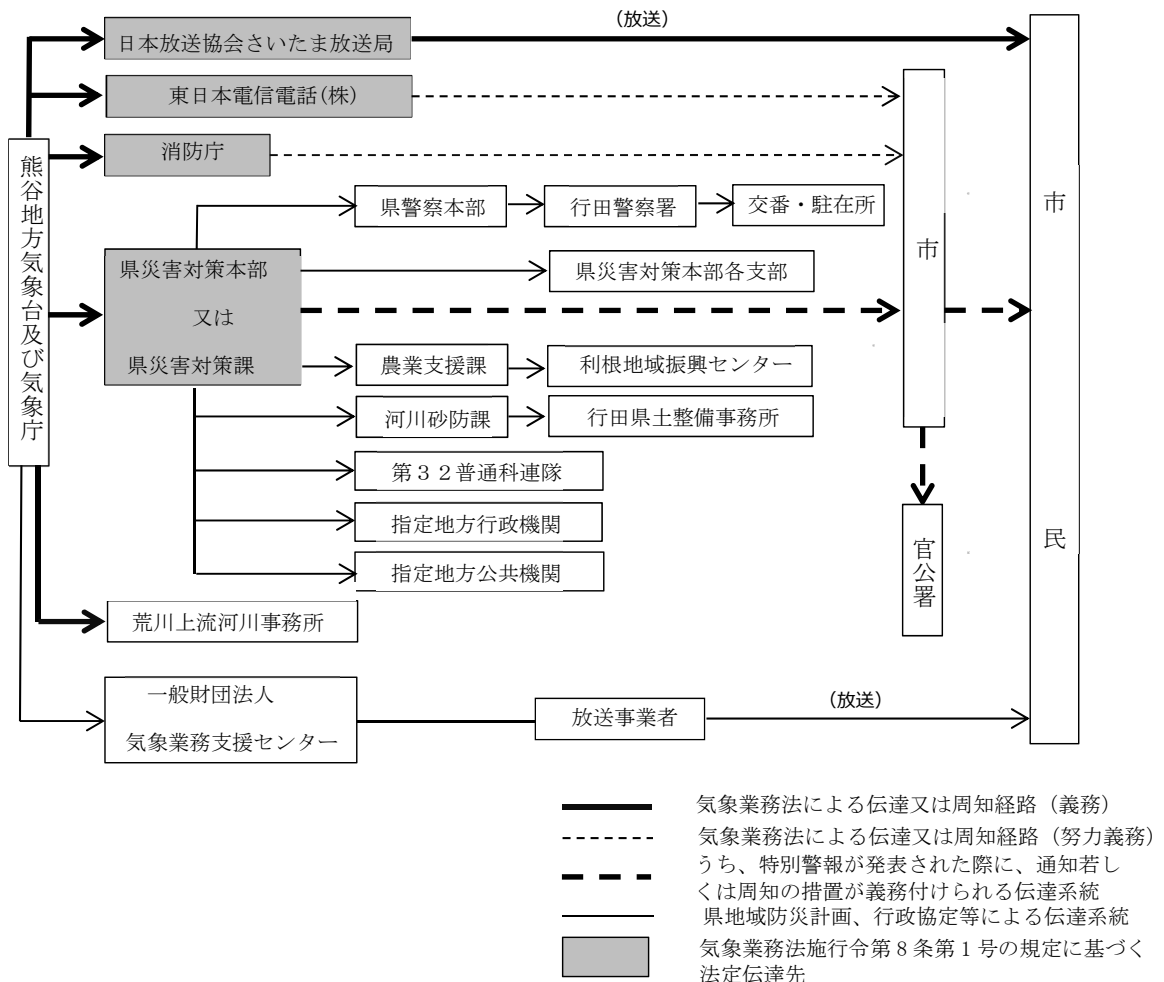
竜巻災害の詳細については、「本編 第2章 第11節 竜巻突風等対策（P56～62）」を参照のこと。

(1) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統

熊谷地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等に関する情報は、次の系統により伝達される。

気象等の特別警報・警報・注意報等について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、市民に対して防災行政無線、ホームページ、SNS等を活用して発信する。

【伝達系統図】



イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知、水防警報

(ア) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

【洪水予報の種類】

種類	標題	概要
洪水 警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

a 国が管理する洪水予報河川における洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通省及び気象庁が共同して行う洪水予報河川のうち、本市に洪水予報の通知がある河川は次表のとおりである。

【洪水予報の通知がある河川名、区域】

予報区域名	河川名	区域	
利根川 上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで
		右岸	群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで
荒川	荒川※	左岸	埼玉県深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から 海（旧川を除く）まで

※荒川北縁水防事務組合への通知

【洪水予報の対象となる基準観測所】

予報 区域名	河川名	水位 観測所	地先名	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
利根川 上流部	利根川	八斗島	群馬県伊勢崎市 八斗島町	1.90m	3.10m	4.10m
荒川	荒川	熊谷	埼玉県熊谷市 榎町	3.50m	5.00m	5.50m

(1) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、市民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

a 県が管理する水位周知河川における水位到達情報

水防法第13条第2項により、県知事が行う水位周知河川のうち、本市に水位到達情報の通知がある河川は次表のとおりである。

【水位到達情報の通知を行う河川名、区域】

河川名	観測所名	区域		延長
小山川	栗崎	右岸	児玉郡美里町大字下児玉 1095 地先（東橋下流端）から深谷市西田 591 地先（志戸川合流点）まで	13,655m
		左岸	児玉郡美里町大字下児玉 1256 地先（東橋下流端）から深谷市榛沢字西河原 295-2 地先まで	
	内ヶ島	右岸	深谷市西田 591 地先志戸川合流点から深谷市石塚 629-1 地先（新明橋下流端）まで	
		左岸	深谷市榛沢字西河原 295-2 地先から深谷市高島 50-1 地先（新明橋下流端）まで	
福川	井殿橋	右岸	熊谷市西野字堀之内 460-1 地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで	6,800m
		左岸	熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで	
唐沢川	新東橋	右岸	深谷市西島 490-3 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から深谷市成塚地先小山川合流点まで	3,370m
		左岸	深谷市西島 650-10 地先(JR 高崎線唐沢川橋梁下流端)から深谷市成塚地先小山川合流点まで	

【水位到達情報の通知の対象となる基準観測所】

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
小山川	栗崎	本庄市 栗崎	Y.P.60.45	Y.P.61.15	—	Y.P.61.65
	内ヶ島	深谷市 大塚	Y.P.35.60	Y.P.36.50	Y.P.38.00	Y.P.38.70
福川	井殿橋	熊谷市 西野宇宮前	Y.P.25.50	Y.P.27.20	Y.P.27.33	Y.P.28.16
唐沢川	新東橋	深谷市 西島町	Y.P.36.54	Y.P.37.48	—	Y.P.37.73

(ウ) 水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

【水防警報の種類及び発表基準】

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（危険水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

a 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水位警報河川のうち、本市に水防警報の通知がある河川は次表のとおりである。

【水防警報の通知がある国管理河川】

河川名	観測所名	区域	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
利根川	川俣	右岸 埼玉県行田市大字北河原字立野 1611 番 1 地先から埼玉県加須市旗井字堤外 2059 番 5 地先まで	1.60m	3.20m	-	-	7.46m
		左岸 群馬県邑楽郡大泉町丘山 1639 番 1 地先から埼玉県加須市本郷字小反前 747 番 14 地先まで					

b 県知事が行う水防警報

水防法第16条第3項により、県知事が行う水位警報河川のうち、本市に水防警報の通知がある河川は次表のとおりである。

【水防警報の通知がある県管理河川】

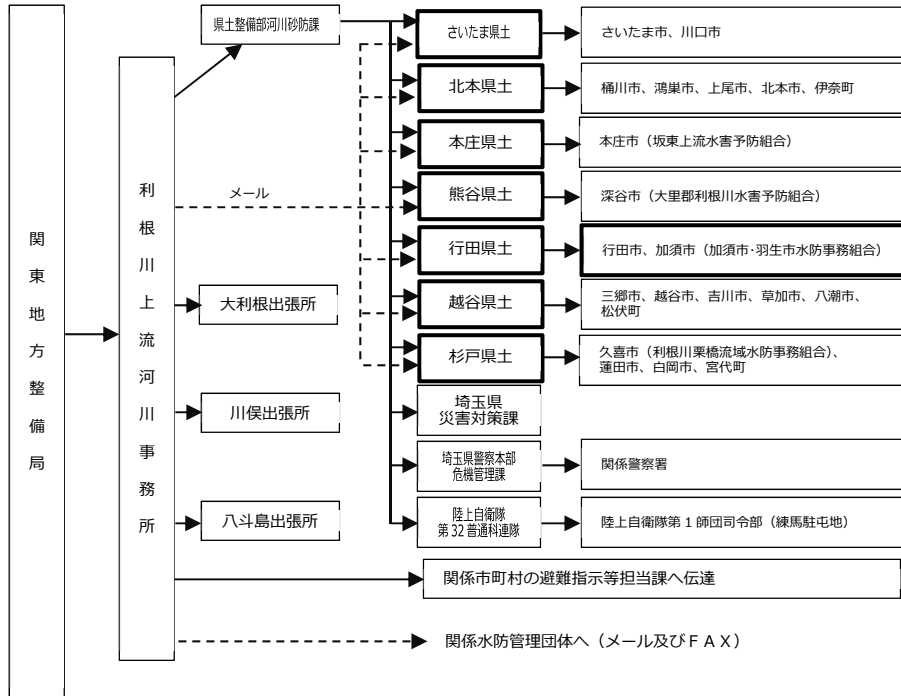
河川名	観測所名	区域	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
福川	井殿橋	右岸 熊谷市西野字堀之内 460-1 地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで	YP25.50	YP27.20	YP27.33	YP28.16	YP29.288
		左岸 熊谷市西野字村 478-3 地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで					

(I) 洪水予報、水位周知、水防警報の伝達系統

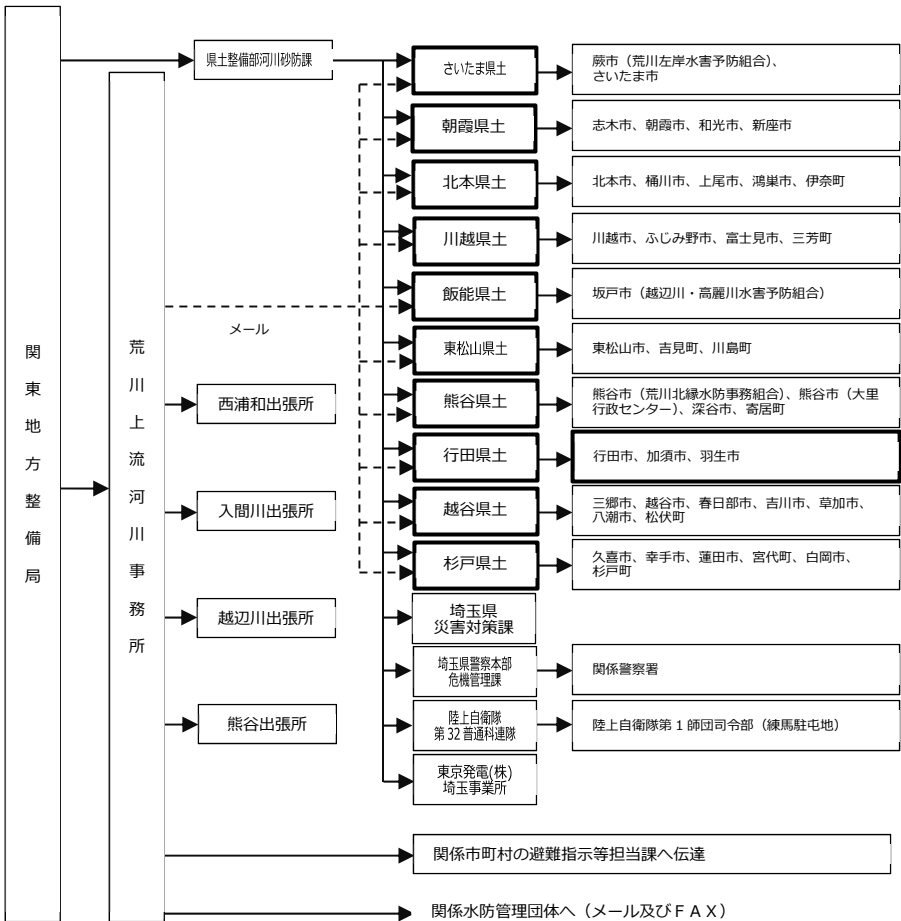
a 洪水予報の伝達系統

洪水予報に関する情報は、次の系統により伝達される。

【利根川上流部】



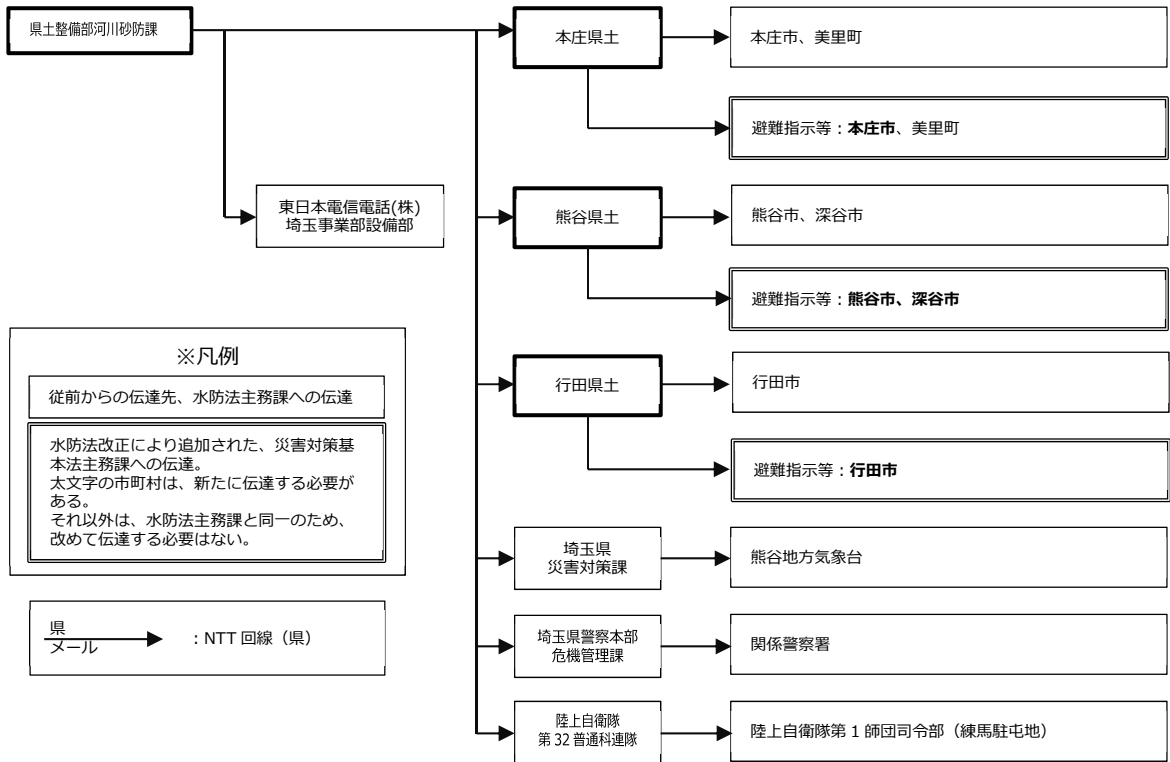
【荒川】



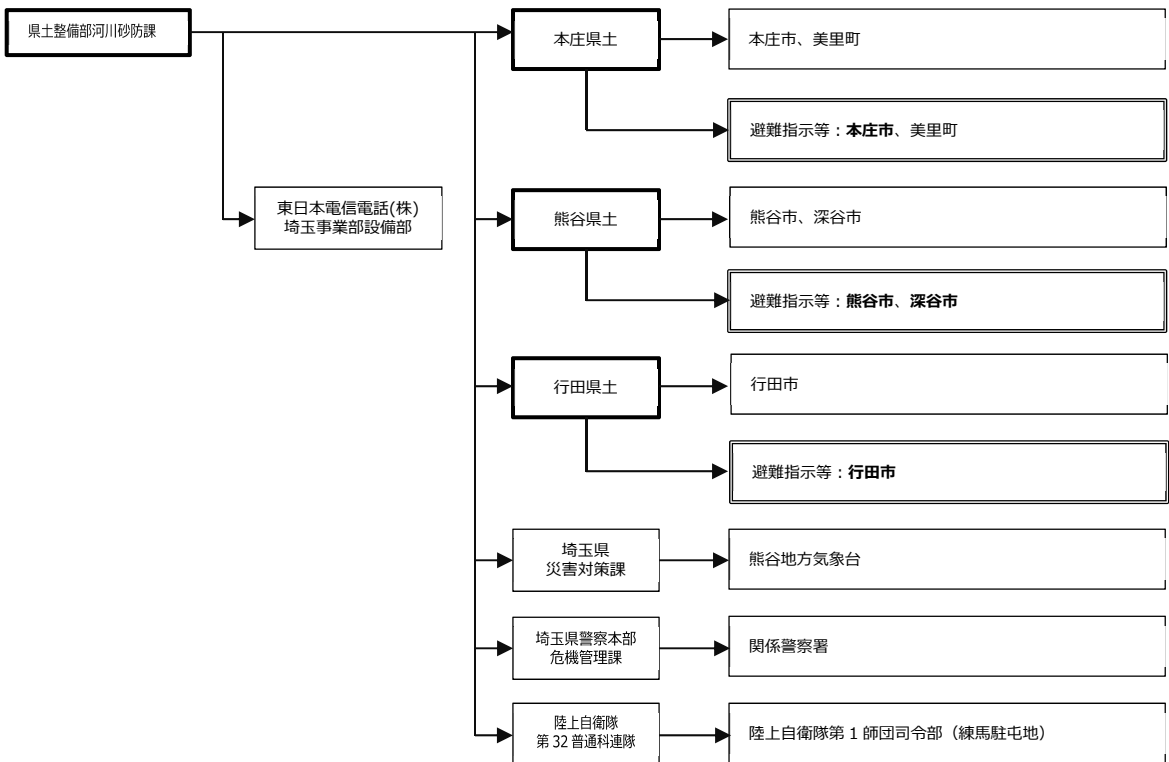
b 水位到達情報の伝達系統

水位到達情報に関する情報は、次の系統により伝達される。

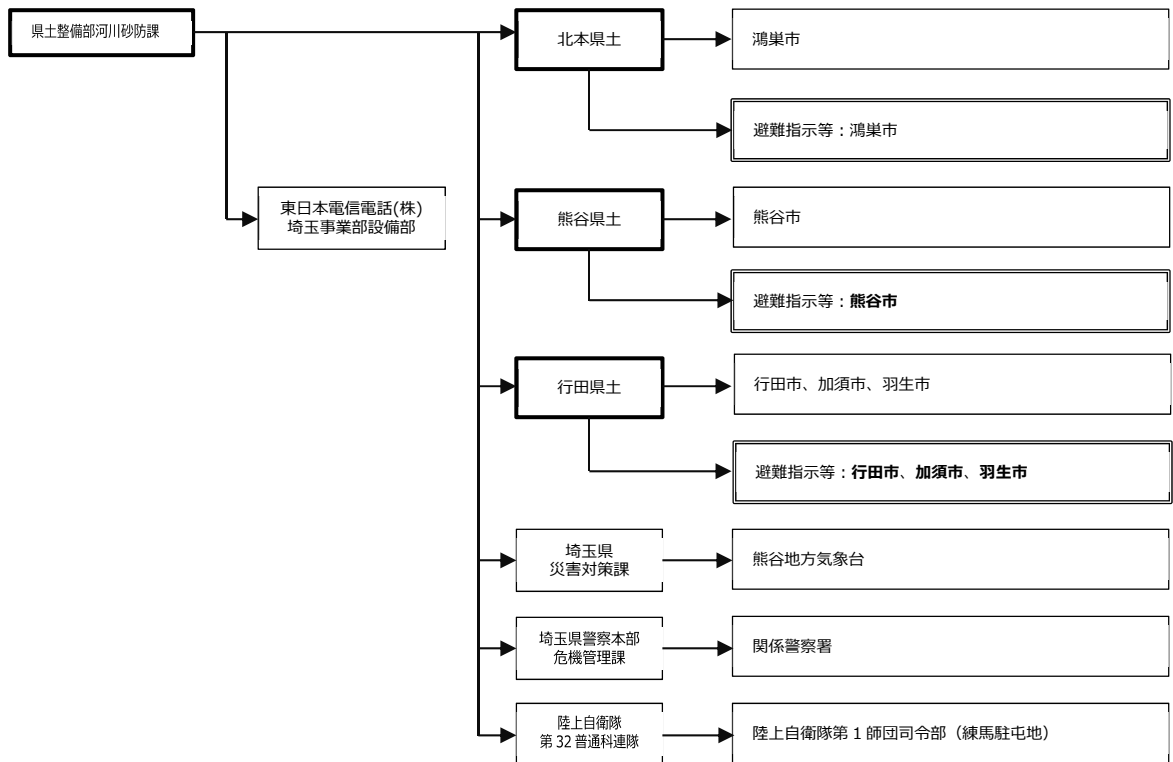
【利根川水系小山川・栗崎観測所】



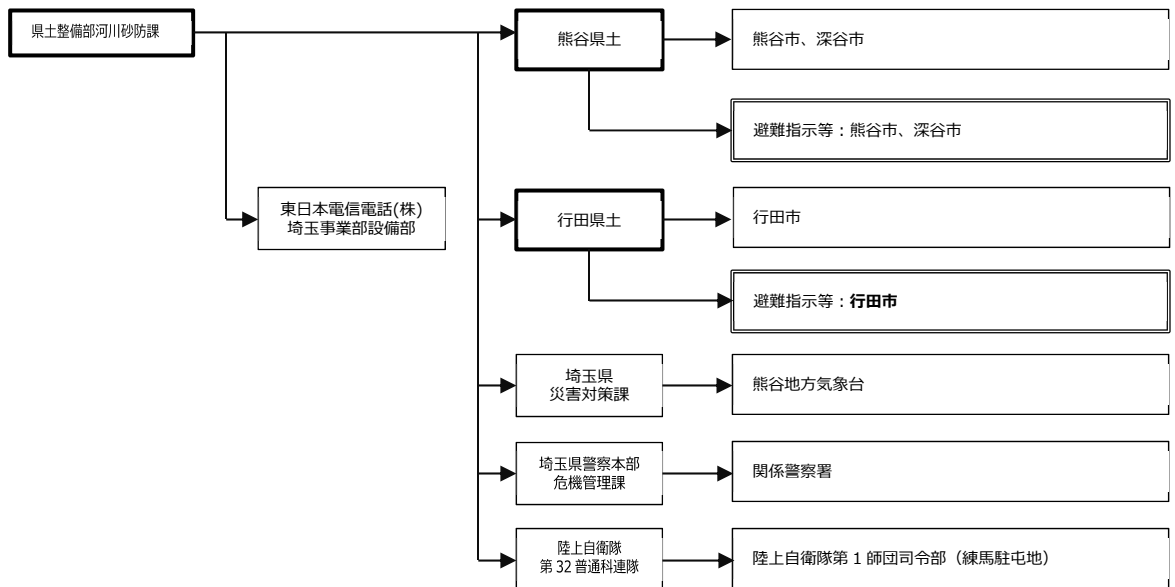
【利根川水系小山川・内ヶ島観測所】



【利根川水系小山川・井殿橋観測所】



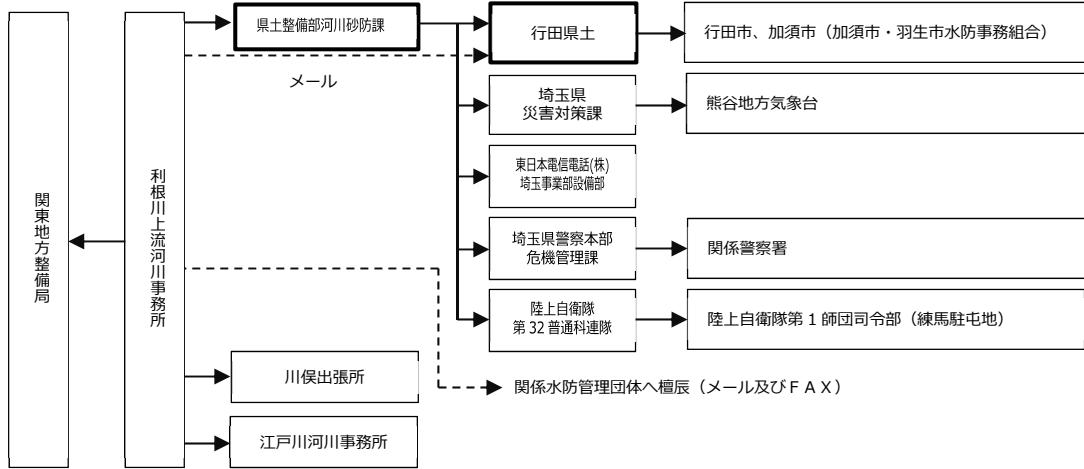
【利根川水系唐沢川・新東橋観測所】



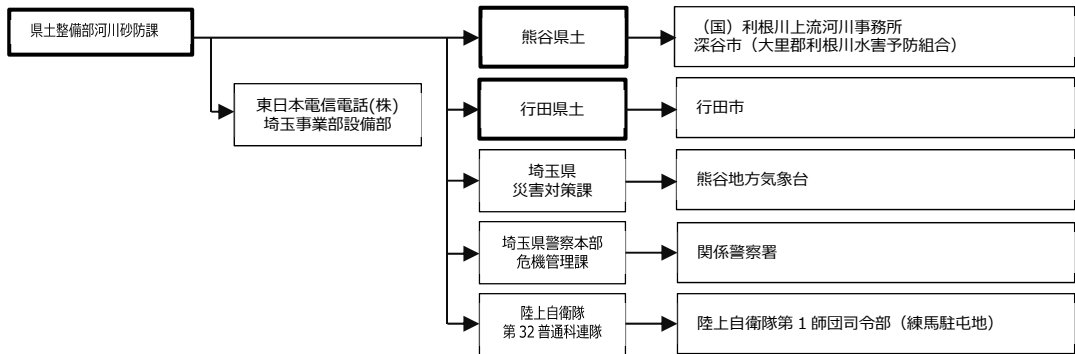
c 水防警報の伝達系統

水防警報に関する情報は、次の系統により伝達される。

【利根川・川俣観測所】



【福井・井殿橋観測所】



ウ 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

エ 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

市は、避難情報の発令判断や災害対策の検討等を行う際、必要に応じてホットラインを使用し、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を要請する。

2 市における措置

(1) 取組方針

市は、気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

(2) 具体的役割

ア 水位の把握

(ア) 国や県の公表状況の確認

市は、次の方法で国や県が公表する水位や河川監視カメラの監視状況を確認する。

a 川の防災情報（国土交通省）

○パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

b 埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

○パソコン版 (<http://suibo.saitama-river.info>)

○スマートフォン版 (<http://suibo-mt.saitama-river.info>)

(イ) 水位通報

市は、第1水防区長があらかじめ定めた量水標監視員、水位通報担当者から水位通報状況を把握する。

なお、第1水防区長は、市及び第2水防区長に次の時期に水位通報を行う。

○水位通報（利根川の北河原量水標で4.5m）に達したとき

○以後、通報水位を下回るまでの間1時間ごとに通報を続ける

○氾濫注意水位（利根川の北河原量水標で5.0m）に達したとき

○最高水位に達したとき

○氾濫注意水位を下回ったとき

○通報水位を下回ったとき

○急激に水位上昇したとき

(ウ) 水位観測所

市域にある水位観測所は、以下のとおり。

番号	河川名	観測所名	観測所所在地	所管事務所
1	福川	落合橋	行田市北河原736	熊谷県土整備事務所
2	忍川	小敷田	行田市小敷田48	行田県土整備事務所
3	元荒川	無名橋	行田市清水町	行田県土整備事務所
4	忍川	吾妻橋	行田市緑町	行田県土整備事務所
5	福川	福川水門・外	行田市北河原	利根川上流河川事務所
6	福川	福川水門・内	行田市北河原	利根川上流河川事務所

(I) 河川監視カメラ設置箇所

市域にある河川監視カメラ設置箇所は、以下のとおり。

河川名	観測所名	観測所所在地	所管事務所
忍川	吾妻橋	行田市緑町	行田県土整備事務所

イ 雨量等の把握

市は、次の方法で国や県が公表する雨量等の状況を把握する。

(ア) 川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版（<https://www.river.go.jp/portal>）

(イ) 埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版（<http://suibo.saitama-river.info>）

スマートフォン版（<http://suibo-mt.saitama-river.info>）

(ウ) 防災気象情報（気象庁）

パソコン版（<https://www.jma-net.go.jp/kumagaya/>）

(I) 雨量観測所

市域にある雨量観測所は、以下のとおり。

河川名	観測所名	観測所所在地	所管事務所
忍川	行田県土	行田市長野943	行田県土整備事務所

ウ 気象予報等の情報収集、伝達

熊谷地方気象台から発表される防災気象情報が県を通じて伝達されたときは、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メール、SNS等を活用し、迅速に防災関係機関、防災拠点、市民及び事業所等に伝達する。

また、必要に応じて、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告を実施する。

なお、市長は、要配慮者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮する。

エ 洪水予報、水位到達情報、水防警報等の伝達

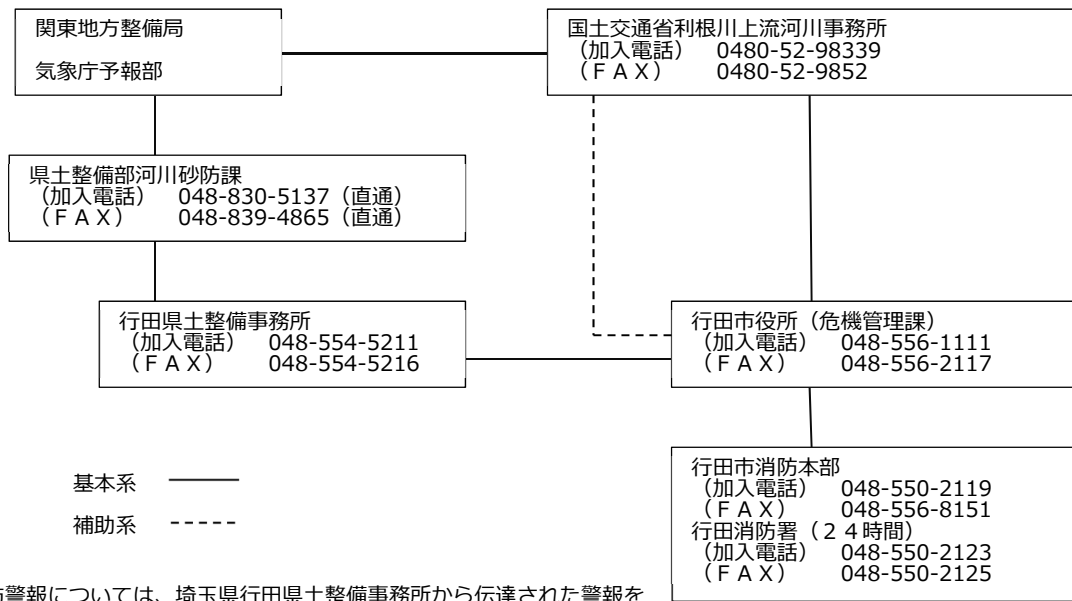
市は、県を通じて水防法第10条第3項に基づく通知（洪水予報）、水防法第13条第2項及び第3項に基づく通知（水位到達情報）、水防法第16条第3項に基づく通知（水防警報）を受けたときは、関係部署に伝達する。

オ 水防開始の連絡

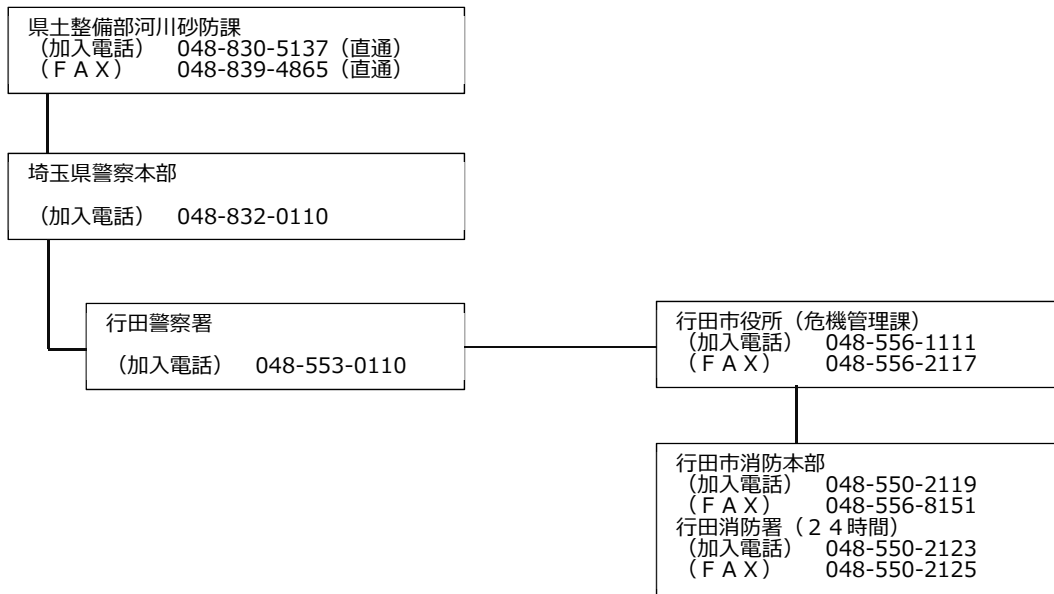
水防開始による関係機関との連絡は一般加入電話、無線電話、警察電話等によって行うものとし、不通のときは伝令による。

ただし、警察電話を使用する時は、緊急、非常の時で他に適当な連絡方法がないときに限る。

(ア) 一般加入電話・FAXによる連絡系統



(イ) 警察電話による連絡系統



カ 水防時の通信連絡

市は、水防体制時は、県土整備事務所、警察等水防関係機関相互における通信連絡を迅速かつ円滑に行う。

なお、災害により電話が込み合った場合通信が困難な場合は、「第2編 第2章 第5節 第3 1 (2) オ」に準じる対策を行う。

【水防関係機関連絡先】

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
行田市役所危機管理課	048-556-1111	行田警察署	048-553-0110
須加公民館	048-557-3507	行田市消防本部	048-550-2119
荒木公民館	048-557-3506	行田市消防署	048-550-2123
北河原公民館	048-557-3508	南河原支所	048-557-0001
埼玉公民館	048-559-0047	行田県土整備事務所	048-554-5211
太井公民館	048-553-0766	国土交通量利根川上流 河川事務所	0480-52-9839
NTT東日本－関信越災 害対策室	048-626-6623	水資源機構利根導水総 合事業所	048-557-1501

キ 消防法に定める火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、火災警報を発表する。

3 災害情報の収集・伝達

(1) 取組方針

「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備（第2編－90ページ）」を準用する。

(2) 具体的な取組

「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備（第2編－90～104ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 風水害時に収集すべき情報

警戒期の段階及び発災直後の段階で市が収集する情報は、資料編のとおりである。

【資料編】第6 6－9 収集すべき情報の例示

イ 特定の事象についての情報提供

利根川、荒川、忍川等各河川の水位情報については、避難情報等と併せて伝達する。

また、特に佐間水門を閉門し、忍川の水位上昇が予想される場合には、直ちに周辺地域に対して周知し、車両移動を含めた情報発信を実施する。

4 異常な現象発見時の通報

(1) 取組方針

市及び防災関係機関は、災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 具体的な取組

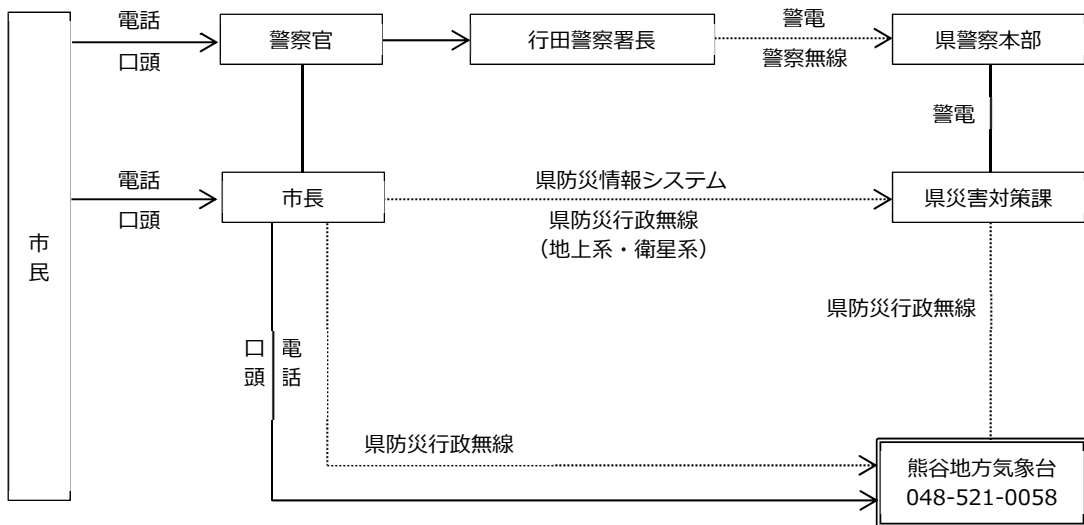
ア 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災対法第54条に基づき、速やかに通知できるあらゆる方法で、市長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

イ 市長による通報

市長は、前項の通報を受けたときは、熊谷地方気象台その他防災関係機関に通報する。異常現象の通報伝達システムについては、次のとおりである。



ウ 通報する事項

市長が熊谷地方気象台に通報する事項は次のとおりである。

(ア) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

(イ) 地震・火山に関する事項

a 火山関係

噴火以外の火山性異常現象

b 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

第4 広報広聴活動

「第2編 第2章 第5節 第3 2 広報広聴活動（第2編－104～109ページ）」を準用する。

第6節 医療救護等対策

第1 基本方針

「第2編 第2章 第6節 医療救護等対策（第2編－110～112ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第6節 第2 1 医療救護体制の整備（第2編－112～114ページ）」を準用する。

第3 応急対策

「第2編 第2章 第6節 第3 1 初動医療体制（第2編－114～118ページ）」及び「第2編 第2章 第6節 第3 3 遺体の取扱い（第2編－119～120ページ）」を準用する。

第4 復旧対策

「第2編 第2章 第6節 第4 1 防疫活動（第2編－122～123ページ）」及び「第2編 第2章 第6節 第4 2 遺体の埋・火葬（第2編－123～125ページ）」を準用する。

第7節 避難対策

第1 基本方針

風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に留意した上で、避難対策を推進する。

第2 予防・事前対策

1 避難体制の整備

(1) 取組方針

「第2編 第2章 第8節 第2 1 避難体制の整備（第2編－131ページ）」を準用する。

(2) 具体的取組

「第2編 第2章 第8節 第2 1 避難体制の整備（第2編－131～134ページ）」を準用するほか、次の事項を実施する。

ア 市の避難体制【危機管理課】

市は、あらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所も含む。）を指定する。なお、水害時に浸水する可能性のある指定避難所は開設しないことを基本とし、そのことを平時から市民に周知する。

(ア) 洪水等に対する市民の警戒避難体制

市は、市民に対して安全な避難を行うよう、自宅や避難先の水害リスクや避難の心得、取るべき行動など水害時の備えについてあらかじめ周知する。また、避難経路が確保されている安全なうちに避難できるよう、防災行政無線や緊急速報メール、SNS等あらゆる手段を活用して速やかに情報を発信する。

(イ) 集中豪雨

近年、局地的な大雨の発生頻度が増加傾向にあり、また狭い地域に限定して発生するため、予測することが難しいとされている。市は、雨量や水位等の情報収集に努め、被害を最小限に抑えるよう、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。

(ロ) 水害時の避難者数を想定した避難所の確保

市は、ホテル、旅館等の民間事業者と災害時応援協定を締結する等、市民の多様な避難行動に対応した避難場所を確保し、避難者の分散化に努める。

イ 発災前の避難決定及び市民への情報提供【危機管理課】

市は、熊谷地方気象台等から伝達される情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、避難に関連する情報提供の実施に努める。

市民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、夜間や強い風雨時であっても、渋滞や閉じ込めなど自動車での避難はリスクを伴うため、要配慮者とその支援者を除き、徒歩避難が原則であることを周知徹底する。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

エ 避難所開設・運営方法の標準化【危機管理課】

市は、水害を想定した場合の避難所運営マニュアルを作成し、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施する。

第3 応急対策

1 避難の実施

「第2編 第2章 第8節 第3 1 避難の実施（第2編－134～138ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

(1) 取組方針

「第2編 第2章 第8節 第3 1 (1) 取組方針（第2編－134ページ）」を準用する。

(2) 具体的取組

ア 避難指示

(ア) 実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が実施する。ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施するものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
市長	災対法第60条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る)	自衛隊法第94条	災害全般

(イ) 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

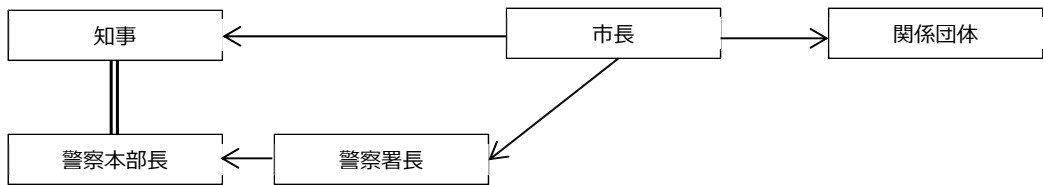
- 要避難対象地域
- 立退き先
- 避難先及び避難経路
- 避難理由
- 避難時の留意事項

なお、危険な場所から全員避難を基本とするものの、避難先までの移動が危険だと思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内の安全な場所への避難を促す。

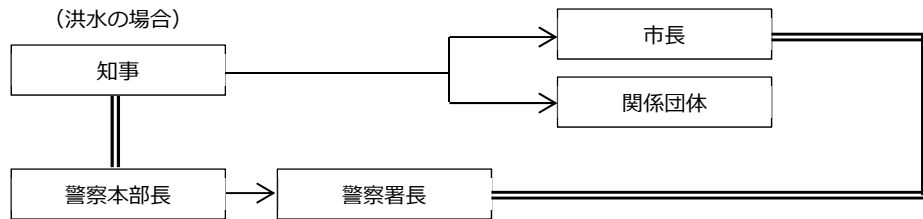
(7) 関係機関相互の通知及び連絡

実施責任者は避難のための立ち退きを指示したとき、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

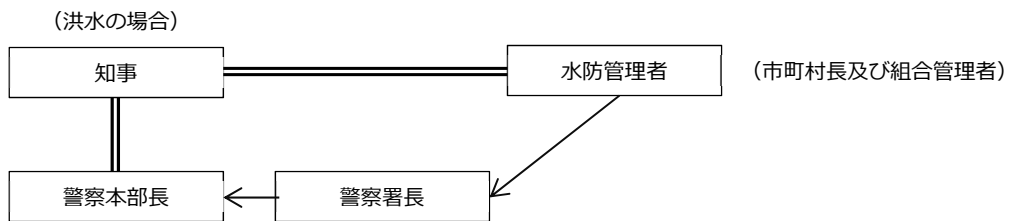
a 市長



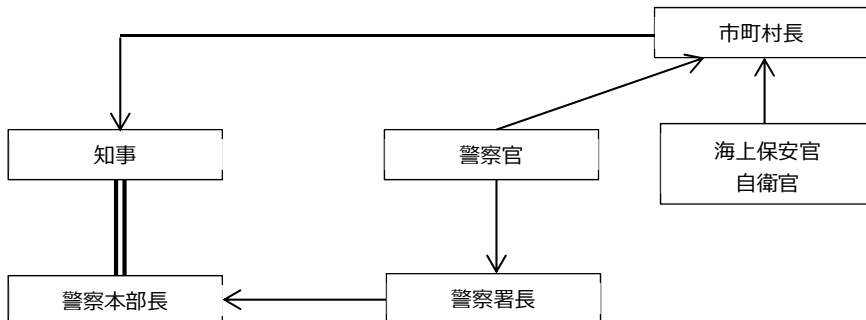
b 知事又はその命を受けた職員



c 水防管理者



d 警察官、海上保安官及び自衛官



(I) 発令基準及び伝達方法

避難情報の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとする。

【発令基準及び伝達方法】

区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 利根川八斗島水位観測所における水位が、避難判断水位（3.10m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 2 利根川八斗島水位観測所において、氾濫警戒情報が発表されたとき。 3 荒川熊谷水位観測所における水位が、避難判断水位（5.00m）に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 4 荒川熊谷水位観測所において、氾濫警戒情報が発表されたとき。 5 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過し、多量の降雨が予想されるとき。 6 武蔵水路の減水措置を行ってもなお忍川の水位上昇が見込まれるとき。 7 大雨警報（浸水害）が発表されたとき。
【警戒レベル4】 避難指示	1 利根川八斗島水位観測所における水位が、氾濫危険水位（4.10m）に到達したとき。 2 利根川八斗島水位観測所において、氾濫危険情報が発表されたとき。 3 荒川熊谷水位観測所における水位が、氾濫危険水位（5.50m）に到達したとき。 4 荒川熊谷水位観測所において、氾濫危険情報が発表されたとき。 5 堤防付近で異常な漏水を発見したとき。 6 大雨警報（浸水害）、洪水警報が発表され、市内において浸水による被害が予想されるとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1 利根川八斗島水位観測所における水位が、計画高水位（5.28m）に到達するおそれが高いとき。 2 ホットラインの活用により、利根川八斗島水位観測所において、氾濫発生情報の発表が見込まれていることを把握したとき。 3 荒川熊谷水位観測所における水位が、計画高水位（7.50m）に到達するおそれが高いとき。 4 ホットラインの活用により、荒川熊谷水位観測所において、氾濫発生情報の発表が見込まれていることを把握したとき。 5 大雨警報（浸水害）発表後、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合で、特別警報（浸水害）発表の可能性があるとき。 6 その他、人的被害の発生するおそれが認められるとき

イ 市長による避難情報の発令

(ア) 市長による避難情報の発令

市長は、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りをおそれず、適切なタイミングで行うものとする。

【避難情報の三類型】

種別	発令時の状況	市民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・上記以外の者は避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難で急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定避難所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>災害が発生（※1）又は切迫（※2）している状況</p> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある と判断できる場合 や既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p>【緊急安全確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定避難所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(用語の説明)

- 避難：災害から命を守るための行動
- 立退き避難：指定避難所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

- 近隣の安全な場所：指定避難所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たしている必要がある。
 - ・ 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
 - ・ 自宅等に浸水しない居室があること
 - ・ 自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(イ) 市長への助言

市は、必要に応じ県や熊谷地方気象台及び関東地方整備局に避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

ウ 警戒区域の設定

警戒区域の設定に当たっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行うものとする。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び市民に周知するものとする。

【警戒区域の設定】

状況	措置	指示者	対象者
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)	立入制限、立入禁止、退去命令	市長、警察官（注1）、自衛官（注2）、知事（注3）	災害応急対策に従事する者以外の者
水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	立入禁止、立入制限、退去命令	消防機関に属する者、警察官（注4）	水防関係者以外の者
火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	退去命令、出入の禁止、出入の制限	消防吏員又は消防団員、警察官（注4）	命令で定める以外の者
人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	引き留め、避難、必要な措置命令	警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 知事は災害によって市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代って実施する。

(注4) 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

Ⅰ 避難誘導

(ア) 避難情報の伝達

市は、避難情報を伝達する場合、次の内容を明らかにすることで、避難の必要性が市民に伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、災害のおそれなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

種別	内容
災害の発生状況に関する状況	<ul style="list-style-type: none">・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）・災害の拡大についての今後の見通し
災害への対応を指示する情報	<ul style="list-style-type: none">・危険地区の市民への避難指示・避難誘導や救助・救援への市民の協力要請・周辺河川や斜面状況への注意・監視・誤った情報に惑わされないこと・冷静に行動すること

(イ) 避難誘導

市は、避難行動要支援者等の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

2 指定避難所の開設・運営

「第2編 第2章 第8節 第3 2 指定避難所の開設・運営（第2編－138～144ページ）」を準用するほか、次の事項を実施する。

(1) 気象情報や河川の状況に応じた避難所の開設

市は、水害時は、洪水浸水想定区域のみならず、気象情報や河川の状況を把握した上で、冠水により孤立するおそれのある地域等、施設の立地条件や周辺の状況等を勘案して、避難所を開設する。

3 広域一時滞在

「第2編 第2章 第8節 第3 3 広域一時滞在（第2編－144～145ページ）」を準用する。

第4 復旧対策

1 他県（更に遠県）への避難（移送）

「第2編 第2章 第8節 第4 1 他県（更に遠県）への避難（移送）（第2編－145ページ）」を準用する。

第8節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

「第2編 第2章 第9節 第1 基本方針（第2編－146ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第9節 第2 予防・事前対策（第2編－146～154ページ）」を準用する。

第3 応急対策

「第2編 第2章 第9節 第3 応急対策（第2編－154～159ページ）」を準用する。

第9節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

「第2編 第2章 第10節 第1 基本方針（第2編-160ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第10節 第2 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備」及び「第2編 第2章 第10節 第2 2 緊急輸送体制の整備（第2編-160～165ページ）」を準用する。

第3 応急対策

「第2編 第2章 第10節 第3 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給（第2編-165～170ページ）」及び「第2編 第2章 第10節 第3 2 緊急輸送（第2編-170～173ページ）」を準用する。

第10節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

「第2編 第2章 第11節 第1 基本方針（第2編－174ページ）」を準用する。

第2 予防・事前対策

「第2編 第2章 第11節 第2 予防・事前対策（第2編－174～179ページ）」を準用する。

第3 応急対策

「第2編 第2章 第11節 第3 応急対策（第2編－179～202ページ）」を準用する。

第4 復旧対策

「第2編 第2章 第11節 第4 1 生活再建等の支援（第2編－202～208ページ）」を準用する。

第11節 竜巻等突風対策

第1 基本方針

市は、突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講ずる。

なお、市内においては、平成25年9月に馬見塚から南河原、和田から北河原にかけて竜巻が発生し、家屋の屋根瓦の飛散などの被害が発生したため、市は、竜巻等突風に対する対策を一層強化する。

第2 予防・事前対策

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

市は、市民が竜巻等突風に関する正しい知識を持ち、竜巻等突風に遭遇した場合の的確な身の守り方の会得のため、対処方法に関する知識を普及する。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻対応マニュアルの作成【教育指導課】

市は、竜巻対応マニュアルを作成するよう学校を指導する。なお、竜巻対応マニュアルの指針は次のとおりとする。

- 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- 安全管理体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの気象情報について、市民に周知を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等

竜巻に関連する気象情報は、次のとおりである。

【竜巻に関する気象情報】

種別	詳細
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどによって激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域*1 単位で発表される。 ・竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 <p>*1 天気予報と同じ細分区域</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>竜巻発生確度ナウキャストは、10km 四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。</p> <p>発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。（適中率7～14%、捕捉率50～70%）</p> <p>発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。（適中率1～7%、捕捉率80%程度）</p>
気象情報	<p>発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかける。</p>
雷注意報	<p>積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけるが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかける。</p>

イ 竜巻関係の気象情報について普及啓発 【危機管理課】

市は、防災ガイドブック等を活用し、竜巻関係の気象情報の種類などについて、市民及び市職員への普及啓発を実施する。

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が困難であり、どこでも発生の可能性がある。そのため、市は、竜巻や突風から発生する被害の予防対策の普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策

(ア) 農作物における耐風対策

農家は、低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討するものとする。

(イ) ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止

重要施設、学校、公共交通機関等の施設管理者は、飛散防止フィルムを貼り付ける工事、強化ガラスや合わせガラスに交換する工事等の安全対策を実施するものとする。

(ウ) 突風による脱線事故の防止対策の推進

東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)は、風速計の増設 強風警報システムの導入拡大、防風柵の設置等を実施するものとする。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻に対する対処【危機管理課】

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻注意情報発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整する。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 市民への伝達【危機管理課】

市は、埼玉県防災情報メールへの登録を推進することで、市民に対する竜巻等突風の情報伝達を図る。

イ 目撃情報の活用【危機管理課】

市は、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及【危機管理課】

市は、ホームページ、SNS、広報紙等で、竜巻等突風の危険が高まった際に、竜巻から命を守るための適切な対処法をわかりやすく市民に周知する。

なお、竜巻から命を守るための対処法は、次のとおりである。

- 頑丈な建物への避難
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

【資料編】第10 10-2 竜巻発生時における具体的な対応例

イ 竜巻・突風等対応マニュアルの作成及び関係機関等との共有【危機管理課】

市は、県が作成した「市町村向け竜巻・突風等対応マニュアル」を参考に、竜巻災害で得た経験を踏まえ、竜巻等突風対応マニュアルを作成するよう努める。

第3 応急対策

1 情報伝達

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する情報発信

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

2 救助の適切な実施

(1) 取組方針

市は、被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第11節 第3 1 災害救助法の適用（第2編-179～182ページ）」を準用する。

3 がれき処理

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建を実施する。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第11節 第3 4 がれき処理等廃棄物対策(第2編-186~190ページ)」を準用するほか、次の事項を実施する。

ア 災害廃棄物の仮置場の設置

市は、必要に応じて、竜巻等突風により家屋等に被害が生じた地域の周辺に、災害廃棄物を受入れる仮置場を設置する。なお、設置の際には、市内外からのごみの不法投棄が想定されるため、仮置場の出入り口に要員を配備する。

4 指定避難所の開設・運営

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風の被災者に対し、指定避難所を開設し、迅速に収容する。

必要に応じて、日本赤十字社職員等による救護支援や、行田警察署による夜間パトロールの強化、指定避難所へ女性警察官の配置を要請する。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第8節 第3 2 指定避難所の開設・運営(第2編-138~144ページ)」を準用する。

5 応急住宅対策

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第11節 第2 2 応急住宅対策(第2編-174~176ページ)」を準用する。

6 道路の応急復旧

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風により所管道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第3節 第3 3 交通施設の応急対策（第2編－53～56ページ）」を準用する。

第4 復旧対策

1 被害認定の適切な実施

(1) 取組方針

市は、竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第11節 第3 2 被災者台帳の作成（第2編－183～184ページ）」、「第2編 第2章 第11節 第3 3 罹災証明書の発行（第2編－184～185ページ）」を準用する。

2 被災者支援

(1) 取組方針

市は、防災関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施など、早期の生活再建に向けた取組を進める。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第11節 第4 1 生活再建等の支援（第2編－202～208ページ）」を準用する。

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例(災害救助法の適用が前提となる支援も含む)】

種別	県・関係機関	市町村
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの支援(福祉部) ・被害認定調査に係る応援職員派遣(総務部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの派遣(災害ボランティアセンターの運営) ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法の適用。申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付(福祉部、県社会福祉協議会) ・災害援護資金の貸付(危機管理防災部) ・災害復旧支援融資等(埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等) ・ろうきん福祉ローン(中央労働金庫) ・義援金(日本赤十字社・埼玉県共同募金会)の募集・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付(市社会福祉協議会) ・災害援護資金の貸付(福祉担当課) ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給(社会福祉協議会) ・市義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資((独)住宅金融支援機構)の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資((独)住宅金融支援機構)の広報 ・応急修理の受付・実施
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税、不動産取得税、自動車税の減免等(県税事務所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税の減免等 ・市税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等 ・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・経営安定資金・知事指定等貸付(災害復旧関連)(産業労働部、商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会) ・災害復旧貸付(日本政策金融公庫) ・災害復旧に要する資金の融資(各金融機関) 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償(農業共済組合) ・農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資金(農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償)の広報
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付(県各福祉事務所) ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与(教育局) ・埼玉県父母負担軽減事業補助金(家計急変世帯)(総務部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の保育料の減免 ・学童保育室保育料の減免等 ・就学援助制度(要保護・準要保護児童制度) ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資(日本私立学校・共済事業団) 	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき一時保管場所の設置及び処理。 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談(悪質リフォーム業者対策)
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金支払期限延長等の特別措置(東京電力) ・電話料等の支払い延長等(N T T(株)) ・NHK料金の免除(日本放送協会) ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置(各携帯電話会社) 	

第3章 災害復興

第1 基本方針

「第2編 第3章 第1 基本方針（第2編-209ページ）」を準用する。

第2 実施計画

「第2編 第3章 第4 復興計画の策定（第2編-209ページ）」を準用する。

第4章 大規模水害対策

第1 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

市は、大規模水害による被害を低減するため、対策を講ずる。

1 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）が想定した、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定は次のとおりである。

(1) 利根川

ア 首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

首都圏広域氾濫では、埼玉県加須市（旧大利根町）弥兵衛地先を堤防決壊箇所の代表点として設定されているため、市内における浸水は想定されていないが、堤防決壊箇所が市よりも上流に位置する場合は、市内のほぼ全域が浸水すると想定されている。

(2) 荒川

ア 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

荒川左岸低地氾濫では、川口市河原町地先を堤防決壊箇所の代表点として設定されているため、市内における浸水は想定されていないが、堤防決壊箇所が市よりも上流に位置する場合は、市内の中心部地域、西部地域、南東部地域及び北部地域の南側が浸水すると想定されている。

2 大規模水害の特徴

(1) 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約530km²、浸水区域内人口約230万人と広域かつ大規模な浸水が想定される。更に域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難できない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な指定緊急避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

(2) 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは、供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

(3) 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

(4) 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

第2 予防・事前対策

1 適時・的確な避難の実現

(1) 取組方針

利根川及び荒川が氾濫した場合、市内のほぼ全域が浸水する可能性があるため、大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講ずる。

また、「第2編 第2章 第8節 第2 1 避難体制の整備（第2編－131～132ページ）」を準用するほか、次の事項を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 浸水が想定される地域等の状況把握【危機管理課】

市は、居住者、避難行動要支援者等の分布状況等を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等の把握に努める。

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及【危機管理課】

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し、生命や健康に問題が生じる可能性など、広報紙、ホームページ等により具体的な被災イメージを市民に周知するよう努める。

ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信【危機管理課】

市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、防災行政無線、ホームページ、テレ玉データ放送等を活用して発信する。

エ 適時・的確な避難情報の発令【危機管理課】

市は、各地域の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難情報の発令基準の改善を図るため、水害に関するタイムラインの作成に努める。

また、適切な避難情報発令基準及び発令の対象地域等を定めたマニュアルの策定に努める。

オ 市外避難場所・避難所の確保【危機管理課】

利根川堤防が決壊する等の大規模水害により、想定以上の高さまで市内が浸水した場合、市内の指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い。

そのため、市は、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、市民を一時的に収容するため、他市町村の施設利用を検討する。

カ 避難支援【危機管理課】

市は、平常時において、避難に関わる情報の重要性について、市民に普及・啓発を行う。

また、伝達に当たっては、市消防本部、行田警察署、消防団、自主防災組織等が連携し、市民に直接伝達できるような体制を整備する。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討【危機管理課】

市は、広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

ク 孤立者の救助体制の整備【消防本部】

市消防本部は、孤立者の確認を迅速に行うため、県と連携し、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保【健康づくり課、福祉課、高齢者福祉課】

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努めるものとする。

市は、行田市医師会等と連携し、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡システムの整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

市は、大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な防災関係機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有【危機管理課】

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

イ 防災拠点の浸水危険性の把握【危機管理課】

市、防災関係機関、医療機関等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

ウ 業務継続計画の策定及び推進【危機管理課】

市は、地震編として策定した業務継続計画を活用し、業務継続計画の大規模水害編を策定するよう努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

(1) 取組方針

市は、自主防災組織や消防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難行動力の向上

(ア) 水防倉庫の管理及び水防資器材の備蓄・整備【危機管理課】

市及び荒川北縁水防事務組合は、水防倉庫を管理し、水防資器材（以下「資器材」という。）を備蓄・整備する。

また、資器材の定期的な点検により備蓄状況を把握し、効果的な備蓄に努める。

なお、市で管理している水防倉庫及び荒川北縁水防事務組合に所属する消防分団の一覧は、次表のとおりである。

【水防倉庫】

	名称	住所
1	酒巻水防倉庫	大字酒巻 1901 番地 1 地先
2	須加中郷水防倉庫	大字須加 4560 番地 4 地先
3	須加舟戸水防倉庫	大字須加 4795 番地 地先

【荒川北縁水防事務組合所属分団】

分団名	人数	責任者
西部第5分団	17名	分団長
南部第6分団	14名	分団長
南部第7分団	18名	分団長

(令和4年4月1日時点)

(イ) 大規模水害時の避難訓練等の導入【危機管理課】

市は、市民向けの研修の実施や防災教育の充実を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

イ 水防活動の的確な実施【危機管理課、消防本部】

市は、消防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容やドローン等の最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

ウ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

洪水浸水想定区域内の事業者、社会福祉施設、医療機関等は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努めるものとする。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

市は、大規模水害の発生を回避するため、治水対策、排水対策の強化を実施するとともに、水害に対する適正な土地利用を促進する。

(2) 具体的な取組内容

「本編 第2章 第2節 災害に強いまちづくりの推進（第3編-7~12ページ）」を準用するほか、次の事項を実施する。

ア 治水対策の着実な実施【道路治水課】

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 土地利用誘導による被害軽減【危機管理課、建築開発課】

市は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

ウ 計画的な土地利用の推進【危機管理課、都市計画課】

市は、都市計画マスタープラン等を踏まえ、計画的な土地利用を推進して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、浸水被害を受けにくい安全なまちづくりを進める。

エ 大規模氾濫に関する減災協議会の取組の推進【危機管理課、道路治水課】

市は、荒川上流河川事務所や利根川上流河川事務所が組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会及び埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」について、取組を推進する。

第3 応急対策

1 防疫及び水害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

市は、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を市民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 水害廃棄物の仮置場所の候補地の選定

「第2編 第2章 第11節 第2 5 がれき処理等廃棄物対策（第2編－177～178ページ）」を準用する。

イ 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協定を締結するなど、広域的な対応の在り方を検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

ウ 衛生環境の確保

市は、避難所等の衛生管理や市民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

エ 広域連携による衛生環境の確保

市は、大規模水害時に必要な人員・資器材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順を検討する。

第5章 雪害対策

第1 基本方針

市は、大量の降雪により発生する雪害が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるため、対策を講ずる。

なお、市内には降雪による孤立地域の発生は想定していない。

第2 大雪災害の特徴

平成26年2月14日から15日にかけて大量の雪が降り、市内では39.0cmの積雪量が確認され、足利邑楽行田線の行田市須加では、路面凍結のため通行止めとなった。

第3 実施計画

1 市民が行う雪害対策

(1) 取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、「自分の身は自分で守る」という自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 自助の取組

(ア) 市民による雪害への備え

市民は、カーポート、ビニールハウス等の家屋の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など雪害に備えるものとする。

(イ) 雪害対策における留意点の普及啓発【危機管理課】

市は、市民が実施する雪害対策の必要性和実施する上での留意点などについて、普及啓発を実施する。

(ウ) 雪道での運転

雪道での運転をする場合は冬用タイヤを装着し、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

イ 市民との協力体制の確立【危機管理課】

市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、広報紙、SNS、ホームページ等を活用し、普及啓発に努める。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

市は、市民の適切な対処を促すため、降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等の情報を収集し、適宜、収集した情報を広報する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備【危機管理課】

市は、熊谷地方気象台等から降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、伝達体制を整備する。

イ 市民への伝達及び事前の周知【危機管理課】

市は、埼玉県防災情報メールへの登録を推進することで、市民に対する降雪時の情報伝達を図る。

ウ 被災市町村や防災関係機関との情報共有

「本編 第2章 第5節 第2 2 気象情報や避難情報の活用の周知(第3編-27ページ)」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

市は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画的に整備するとともに、平常時から県及び防災関係機関との連携強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 大雪対応事前行動計画の作成【危機管理課】

市は、大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画(タイムライン)に基づいた計画の作成に努める。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

イ 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化【道路治水課、危機管理課】

市は、雪害対応に必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

4 指定避難所の確保

(1) 取組方針

市は、地域の人口、地形及施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所を確保する。

(2) 具体的な取組内容

「第2編 第2章 第8節 第2 1 避難体制の整備（第2編－131～134ページ）」を準用する。

5 建築物の雪害予防

(1) 取組方針

防災拠点や不特定多数の者が利用する施設等については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

(2) 具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

市は、防災拠点施設、駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設など要配慮者に関わる施設について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

イ 耐雪性の確保

新設施設等の管理者は、新築又は増改築に当たり、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るよう努めるものとする。

ロ 老朽施設の点検及び補修【危機管理課】

施設管理者は、毎年積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を実施するよう努める。

6 道路交通対策

(1) 取組方針

市は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 道路交通の確保

市は、所管道路の除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資器材を確保する。

市は、除雪作業の実施に伴い、除雪資機材を保有する事業所等と協定を締結するとともに、協定事業所に対し、降雪期に入る前の除雪資機材等の事前点検整備を指導する。

イ 関係機関の連携強化

市は、優先的に除雪すべき路線をあらかじめ選定し、関係機関で共有する。

「第2編 第2章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保(第2編-41~42ページ)」を準用する。

7 鉄道等交通対策

(1) 取組方針

東日本旅客鉄道(株)及び秩父鉄道(株)は、融雪用資器材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図るものとする。

また、運転見合せ等が見込まれる場合、県等と連携しながら運行状況を周知するものとする。

8 ライフライン施設雪害予防

(1) 取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずるものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

ライフライン施設の管理者は、積雪時におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備するものとする。

ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

9 農林水産業に係る雪害予防

(1) 取組方針

市は、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策 【農政課】

市は、雪害による農作物等の被害を未然に防止するため、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減策を検討するよう指導する。

第4 応急対策

1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災関係機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(1) 具体的な取組内容

ア 市災害対策本部の設置

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、必要に応じて市災害対策本部を設置する。

イ 初動期の人員確保

市は、気象庁による気象注警報の発表状況を参考として、時期を逸せず体制を配備することで、初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

市は、積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、防災関係機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「本編 第2章 第5節 第3 (2) ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等(第3編-28~30ページ)」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する全体的な情報も含め、防災情報システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 市民への情報発信

市は、市内に大雪に関する気象情報が発表された場合、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。

なお、異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった場合、防災行政無線等を活用し、市民等へ周知する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動として、次の事項を市民に周知する。

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講ずることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

防災関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取組むものとする。

(2) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪

市は、あらかじめ定めた優先除雪道路に機械及び人員を集中的に動員して除雪作業を実施する。

イ 除雪の応援要請

市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪資機材及びオペレータの確保について要請する。

市は、除雪応援の受入れに伴い、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整え、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設を確保する。

4 警備・交通規制

市は、異常な積雪があった場合、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、警備活動を行うとともに、交通規制の実施を要請する。

(1) 警備

「第2編 第2章 第4節 第3 5 警備活動（第2編－74ページ）」を準用する。

(2) 交通規制

ア 除雪作業に伴う交通整理と交通規制

市は、管理道路の緊急的な除雪の実施に当たり、必要に応じて緊急交通規制の実施を県警察に要請する。

5 指定避難所の開設・運営

市は、大量の積雪による家屋倒壊のおそれがある又は家屋が倒壊した市民を収容するため、指定避難所を開設・運営する。

また、気象情報を勘案し、大量の積雪により被害が発生するおそれがあると判断した場合、指定避難所を開設する。

指定避難所の開設・運営については、「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編－138～144ページ）」を準用する。

6 医療救護

市は、積雪に伴う負傷などに対処するため、必要に応じて医療救護活動を実施する。

なお、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な救急搬送を実施する。

医療救護活動及び救急搬送については、「第2編 第2章 第6節 医療救護等対策（第2編－114～118ページ）」を準用する。

7 ライフラインの確保

ライフライン事業者は、施設の機能確保と早期復旧を図るものとする。

ライフラインの確保については、「第2編 第2章 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（第2編－56～62ページ）」を準用するとともに、次の事項を実施するものとする。

(1) 応急対策の実施

ア ライフライン事業者による応急対策

ライフライン事業者は、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、他の機関と連携の上、応急対策に係る措置を講ずるものとする。

イ 市による応急対策

市は、被災情報、除雪状況、通行可能な道路等の情報や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

8 地域における除雪協力

自治会は、二次被害を防止するため、市民や近隣の事業所と協力し、次の箇所の除雪活動を実施するものとする。

- 除雪が困難な高齢者世帯などの家屋付近
- 通学路
- 利用者の多い交通安全上重要な歩道

第5 復旧対策

1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。

そのため、市は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2編 第2章 第1 1節 市民生活の早期再建（第2編－205ページ）」を準用する。

2 その他復旧対策

「第2編 第2章 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第4 復旧対策（第2編－35～38ページ）」を準用する。

3 生活再建等の支援

「第2編 第2章 第1 1節 市民生活の早期再建 第4 復旧対策（第2編－202～208ページ）」を準用する。

